

上山市下水道施設包括的管理等事業募集要項等に関する質問及び意見等の回答

No.	資料名	該当箇所					質問及び意見	回答
		頁	章	節	項	項目名		
1	上山市下水道施設包括的管理等事業募集要項	3	2	4	(1)	本事業の対象施設の概要 表2-1	改築対象施設が該当なしと記載のある施設においても、要求水準書別紙11では改築対象となっている機器もあります。要求水準書別紙11を正として考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ご指摘を踏まえて、上山市下水道施設包括的管理等事業募集要項の表2-1を修正します。
2	上山市下水道施設包括的管理等事業募集要項	6	2	5	(2)	対象施設	附帯事業および任意事業を提案する対象の施設は①～⑦の業務を実施する施設という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	上山市下水道施設包括的管理等事業募集要項	7	2	6		事業期間	最終年度は令和20年9月までが事業期間となりますが、改築工事については令和20年度末（令和21年3月）までかかることが想定されます。その場合、改築工事業務については年度末までの延長として契約変更頂くことが可能でしょうか。	事業期間は10年間であり、令和9年9月1日から令和19年8月31日までとなります。 改築工事業務についても事業期間内に完了させてください。
4	上山市下水道施設包括的管理等事業募集要項	7	2	7		提案見積の上限額	なお書以降の主旨について具体的にご教示ください（特に、前段の「見積提案を求めない業務予定額」の部分）。また、後段の「実績に応じて清算となる業務の予定額（耐震補強～費用は除く）」とはサービス対価D（住民対応等業務）及びサービス対価E（修繕業務等）のことを指すという認識でよろしいでしょうか。	サービス対価Eに該当する修繕業務については上限額を設定しております。提案書類のうち、様式集の参考見積書においても、サービス対価Eの上限額を予め記載させていただいており、応募者にはサービス対価Eの上限額を含めた金額で、提案見積を作成いただきます。 なお、サービス対価Dに該当する住民対応等業務については、想定数量を踏まえ、応募者に提案見積いただきます。
5	上山市下水道施設包括的管理等事業募集要項	7	2	7		提案見積の上限額	「本事業の提案見積の上限額のうち、資本的支出にかかる費用の上限を以下に示す」との記述がありますが、後段の記述では「資本的支出にかかる費用、収益的支出にかかる費用において上限額を設定するものではない」との記述が御座います。応募者の誤解を避けるために、前段の記述を「本事業の提案見積の上限額のうち、資本的支出にかかる費用の参考額を以下に示す」等の表現に変更して頂けますでしょうか（収益的支出に関しても同様です）。	ご指摘を踏まえて、上山市下水道施設包括的管理等事業募集要項を修正します。
6	上山市下水道施設包括的管理等事業募集要項	7	2	7		提案見積の上限額	「上記提案見積の上限額の内訳として示した金額は参考として示したものであり、資本的支出にかかる費用、収益的支出にかかる費用において上限額を設定するものではない。」とありますが、それぞれ予算の原資が異なることを鑑みても、それぞれの費用に上限はないという理解でよろしいでしょうか。	提案見積において、資本的支出にかかる費用、収益的支出にかかる費用の上限額を設定するものではありません。 ただし、本事業の提案見積の上限額を設定するにあたり、本市が算出した資本的支出にかかる費用、収益的支出にかかる費用を参考として示したものです。
7	上山市下水道施設包括的管理等事業募集要項	7	2	7		提案見積の上限額	資本的支出にかかる費用、収益的支出にかかる費用について、それぞれ事業契約書（案）別紙7-1で示されたサービス対価A～Fのどの項目に対応するかご教示ください。様式4-9-2参考見積内訳書において、それぞれのサービス対価毎に金額を提示する際に、上限額を超過するか否かを判断するためです。	資本的支出に係る費用としてサービス対価A、C（耐震診断業務を除く）、収益的支出に係る費用としてサービス対価B、C（耐震診断業務のみ該当）、D、Eとして算出しております。
8	上山市下水道施設包括的管理等事業募集要項	7	2	7		提案見積の上限額	提案見積の上限額を決定されたのは何年何月でしょうか。 昨今の中東情勢の不安定化により、サプライチェーンの混乱が既に発生し始めております。今後の物価や人件費の変動の見通しが不透明になっており、提案見積の物価基準の年月についても、提案見積の上限額を決定された年月と同一の条件とさせていただけないでしょうか。	提案見積の上限額の決定時点は、公募開始時となります。
9	上山市下水道施設包括的管理等事業募集要項	7	2	7		提案見積の上限額	本公告で民間企業が提示する見積の範囲は、本公告に記載されている業務に対するものであり、附帯事業、任意事業及びその他の民間事業者による業務内容、設備仕様の変更提案等は含まないとの理解で良いでしょうか。 附帯事業や変更提案については、その実施可否も含め事業開始後に貴市と協議し合意に至った場合に、事業予算として別途修正するとの理解で良いでしょうか。	附帯事業、任意事業に係る費用については、本事業の提案見積に含めず、様式4-8に記載してください。 ご指摘を踏まえて、上山市下水道施設包括的管理等事業募集要項を修正します。
10	上山市下水道施設包括的管理等事業募集要項	7	2	7		提案見積の上限額	資本的支出にかかる費用、収益的支出にかかる費用について、それぞれ事業契約書（案）別紙7-1で示されたサービス対価A～Fのどの項目に対応するかご教示ください。様式4-9-2参考見積内訳書において、それぞれのサービス対価毎に金額を提示する際に、上限額を超過するか否かを判断するためです。	No.7の回答をご参照ください。
11	上山市下水道施設包括的管理等事業募集要項	8	2	9	(1)	3)改築工事業務の対象	改築工事業務は、国庫補助金の対象となるものを基本とする。ただし、協議の上、投資が公益上を理由に必要であると判断した時は、国庫補助金の対象とならない改築工事業務も実施可能とするとありますが、国庫補助金の対象とは、国の交付金対象事業との認識でよろしいでしょうか。	当該記載の国庫補助金とは、国からの交付金、個別補助のすべてを対象とします。
12	上山市下水道施設包括的管理等事業募集要項	8	2	9		改築工事業務の対象	「国庫補助金の対象とならない改築工事業務も実施可能」とありますが、資本的支出の枠の中で単独事業費を用いて実施することを想定されていますか。	現時点で、本市が単独事業費を用いて実施する予定はありません。 予定した改築工事の内、全額が国庫補助金の対象とならない場合に、単独事業費を補填する場合があります。
13	上山市下水道施設包括的管理等事業募集要項	8	2	10	(2)	保険	今回の対象事業に関連して、貴市で加入されている保険がありましたら開示をお願いします。 また、施設の火災保険については、所有者である貴市の共済保険で補償されと考えてよろしいでしょうか。	本市が対象事業に関連して加入している保険の有無及び内容については開示しません。 民間事業者は、本市の保険による補償を前提とすることなく、事業契約書（案）に定めるリスク分担に従い、必要な保険を提案してください。
14	上山市下水道施設包括的管理等事業募集要項	11	3	3	(2)	応募者共通の参加資格要件	人的関係とはどの程度の関係性を意味するものなのかご教示頂けますでしょうか。	本事業に係るアドバイザー業務の受託者及び業務協力関係にある者と応募者との間に、役員兼任、管財人兼任、出向、兼務その他これらに類する関係があり、本事業の公募手続、提案作成、審査又は契約協議における公平性・透明性・独立性に疑義が生じるおそれがある関係をいいます。

上山市下水道施設包括的管理等事業募集要項等に関する質問及び意見等の回答

No.	資料名	該当箇所					質問及び意見	回答
		頁	章	節	項	項目名		
15	上山市下水道施設包括的管理等事業募集要項	11	3	3	(1)	応募者の構成及び参加資格要件	SPCへの出資を行わない者であって、SPC又は構成企業から業務を受託し又は請け負うことを予定している企業について、基本協定書(案)の別紙2にも様式がありますが、基本協定書の締結後に協力企業を追加することはできませんでしょうか。 基本協定書の締結時に全ての業務委託先を網羅することはできないため、協力企業および業務委託の有無が未定の場合は、当該時点で明らかな企業のみ記載でよろしいでしょうか。	基本協定書の締結後も協力企業を追加することは可能です。 基本協定書の締結時点で明らかな企業のみ記載ください。
16	上山市下水道施設包括的管理等事業募集要項	12	3	3	(4)	改築工事業務の参加資格要件	本項に記載の実績要件は企業に対する要件であり、別途実績証明資料として提出するコリンズ等に記載の配置技術者に関して本事業での配置が要件になることは無いという理解でよろしいでしょうか。	本項に記載の実績要件は企業に対する要件を記載しており、実績証明に記載の技術者について、本事業へ配置すること求めるものではありません。 配置技術者に関する要件に関する詳細は、要求水準書をご参照ください。
17	上山市下水道施設包括的管理等事業募集要項	14	3	5	(7)	個別対話	対話結果を踏まえた公募条件等の見直しを伴う競争的対話としていただきたいです。	ご意見として承ります。
18	上山市下水道施設包括的管理等事業募集要項	14	3	5	(7)	個別対話	個別対話の実施回数が明示されていないことから、不明点が多い場合には、応募者ごとに複数回の個別対話を実施する運用についてご検討いただければと考えます。	ご意見として承ります。
19	上山市下水道施設包括的管理等事業募集要項	14	3	5	(7)	個別対話	参加資格を有する応募者毎に実施する個別対話への出席人数に制限はございますか。	出席人数に制限を設けることを想定しております。 詳細は、参加資格を有する応募者に通知しますが、15名程度を想定しております。
20	上山市下水道施設包括的管理等事業募集要項	16	3	6	(6)	提案書類の取扱い	「当市は提案書類の全部又は一部を無償で使用できる」とありますが、使用する場合は、事前に応募者へ使用する内容の確認・協議ができるとの理解でよろしいでしょうか。	例として情報公開請求等で提案書類が第三者に公開される場合は、民間事業者と協議の上、開示範囲等を決定することを想定しております。
21	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	1	4	1		契約の保証	柱書に「次の各号の期間中」とありますが、「次項各号の期間中」と読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ご指摘を踏まえて、上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書の当該箇所を修正します。
22	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	2	4	2	(2)	一工事の意味	「一工事に係る改築設計業務及び改築工事業務を実施する期間を一単位として、各期間中、当該改築設計業務及び改築工事業務に係るサービス対価Aの合計相当額(中略)の10分の1以上」について、「一工事」とは、要求水準書の別紙11に記載の「改築ロット」及び、様式4-9-5に記載の「工事ロット」と同義であるという理解でよろしいでしょうか。 第66条4項(当市の損害賠償請求等)、別紙9(不可抗力による損害等の負担割合)にも同様の記載があり、合わせてご確認願います。	ご理解のとおりです。
23	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	2	4	2	(2)	各期間中の意味	「一工事に係る改築設計業務及び改築工事業務を実施する期間を一単位として、各期間中、当該改築設計業務及び改築工事業務に係るサービス対価Aの合計相当額(中略)の10分の1以上」について、「各期間中」とは、改築設計業務であれば、当該「一工事」の設計期間中、改築工事業務であれば、当該「一工事」の工事期間中という意味でよろしいでしょうか。 また、「各期間中」のサービス対価Aを合計する際は、改築設計業務であれば、改築設計業務のサービス対価Aを、改築工事業務であれば、改築工事業務のサービス対価Aを合計するという理解でよろしいでしょうか。 第66条4項(当市の損害賠償請求等)、別紙9(不可抗力による損害等の負担割合)にも同様の記載があり、合わせてご確認願います。	「各期間中」とは、「一工事に係る改築設計業務及び改築工事業務を実施する期間」を指しており、一工事に含まれる改築設計業務及び改築工事業務を合わせた期間中の意味になります。
24	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	2	4	2		契約保証金又は証券の提出期日	契約保証金又は証券の期日は、(1)事業期間の開始(令和9年9月1日)又は(2)改築設計業務及び改築工事業務の実施期間の開始のいずれか早い日までに提出すればよいという理解でよろしいでしょうか。	本事業では「(1)事業期間中」と「(2)改築設計業務及び改築工事業務の実施期間中」で契約の保証を区別しております。 そのため、(1)につきましては、当該年度の開始日まで、(2)につきましては、「一工事に含まれる改築設計業務及び改築工事業務を合わせた期間」の開始日までに提出すればよいとご理解ください。
25	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	2	4	2		契約保証証券の保証期間	契約保証証券の保証期間は、(1)事業期間の開始(令和9年9月1日)又は(2)改築設計業務及び改築工事業務の実施期間の開始のいずれか早い日から開始するという理解でよろしいでしょうか。	No. 24同様に、本事業では「(1)事業期間中」と「(2)改築設計業務及び改築工事業務の実施期間中」で契約の保証を区別しております。 そのため、(1)につきましては、当該年度の開始日から、(2)につきましては、「一工事に含まれる改築設計業務及び改築工事業務を合わせた期間」の開始日から保証が開始されるとご理解ください。
26	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	3	5	2	-	契約の構成及び優先関係	事業契約書(案)第5条(契約の構成及び優先関係)においても基本協定書(案)を明記し、基本協定書(案)第13条(本協定以外の規定の適用関係)第1項の優先順位との整合を図るべきと考えます。	本契約においては、原案のままとなりますが、基本協定書第13条第1項に記載の通り、事業契約よりも基本協定が優先して適用されるものをご理解ください。
27	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	3	5	2		契約の構成	募集要項等に関する質問及び意見等の受付期限が短いことをご配慮いただき、個別対話の議事録についても、協議により、要求水準書、その他募集要項等を含めていただくよう、ご検討をお願いいたします。	ご意見として承ります。
28	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	3			第5条	2 契約の構成及び優先関係	基本協定が本契約に優先している旨明記されておりませんがそのような理解でよろしいでしょうか。 また、募集要項等のうち、本契約に対する質問回答書については、本契約に優先される理解でよろしいでしょうか。	前段につきましては、ご理解のとおりです。 後段につきましては、本契約に対する質問及び意見等の回答は、本契約の解釈の指針となるものですが、本契約に優先されるものではありません。 なお、質問及び意見等の回答を踏まえて記載内容の修正がある場合は、本契約そのものの文章を修正します。

上山市下水道施設包括的管理等事業募集要項等に関する質問及び意見等の回答

No.	資料名	該当箇所					質問及び意見	回答
		頁	章	節	項	項目名		
29	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	4	8	1		民間事業者の誓約事項等	民間事業者の資本金について最低額が規定されていますが、同条では、増資による当該最低額の充足も認められているものと理解しております。この点、事業期間中のいずれかの時点において所定の資本金額を上回る状態となっていれば、本条の趣旨は満たされるとの理解でよろしいでしょうか。併せて、資本金の最低額について、満たすべき具体的な時点や期間等について、特段の制約が想定されている場合には、その内容をご教示ください。	資本金は応募者が最適と考える任意の金額としてご提案いただく形となりますので、計画貸借対照表にご記載の上、ご提出ください。
30	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	5	9	4		許認可及び届出等	貴市の事由による許認可取得等の遅延に起因して民間事業者に損害が生じた場合には、貴市において「合理的な範囲で」賠償いただける旨が規定されているものと理解しております。本条にいう「合理的な範囲」とは、当該許認可取得等の遅延と相当因果関係のある損害について賠償の対象とすることを想定されているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	6	10	2		(起債・補助金等申請への協力)	「民間事業者の責に帰すべき事由により、民間事業者が前項の規定にしたがい作成又は作成に協力すべき書類の提出を遅延した場合、民間事業者は、当市に対し、当該遅延により当市に生じた損害（当該遅延から生じる増加費用を含む。以下本条において同じ。）を賠償するものとする。」と記載があります。当市に生じた損害とは、対象は当該遅延により追加的に発生した、合理的かつ客観的に算定可能な費用に限られるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	6	10	2		起債・補助金申請への協力	民間事業者の責に帰すべき事由により、書類提出の遅延が無いように、作成又は作成に協力すべき書類が何であるかについて、十分な期間を持って事前に確認させていただきますよう、お願いいたします。	ご意見として承ります。
33	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	6	11	1		市が実施する業務との調整等	民間事業者が便宜を提供する場合は、どのような場合を想定されているかご教示ください。	現時点で想定している業務はありませんが、例として、本事業の対象施設に対して当市が別途実施する工事等が該当するものと考えております。
34	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	6	11	-	-	当市が実施する業務との調整等	本条項における民間事業者の協力、及び便宜の提供については、貴市と民間事業者との協議により実施を決定するものとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	6	12	4		総括責任者	第4項において、民間事業者が総括責任者に委任せず自行行使する例として、サービス対価の変更等について市と協議する場合において、総括責任者ではなく民間事業者の代表企業が実施するといったケースを想定されていると理解してよいでしょうか。	契約締結後に当該事象が生じた場合、その都度個別に協議を行い対応を検討させていただきます想定です。
36	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	6			第10条	3 起債・補助金等申請への協	「損害」とは具体的に何を想定しているかをご教示頂けますでしょうか。例えば、貴市の補助金手続等により計画していた改築工事が実行できなくなった場合、民間事業者側で生じた損害や維持管理費の増大については、貴市により負担頂けるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	8	16	2		関係者協議会	関係者協議会の協議事項、構成その他の事項に関する詳細について、当市と民間事業者が協議して定めると記載されていますが、具体的に想定されている協議事項の例をご教示ください。	例として対価の改定等に係る協議を想定しております。
38	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	8	16	3		関係者協議会	関係者協議会で合意された事項を遵守すると規定されていますが、第5条第2項に記載された本契約や要求水準書等の記載内容と協議会の決定に矛盾又は齟齬があった場合の優劣はどのように考えればよいかご教示ください。	関係者協議会での合意事項と契約書や要求水準書等に記載の内容について矛盾又は齟齬が生じる場合は、当該書類の修正を検討します。
39	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	8	16	5		関係者協議会	関係者協議会における協議が整わず貴市において決定をされた事項について、当該決定に起因して民間事業者に増加費用又は損害が生じた場合、特段の規定がない限り、これらは貴市においてご負担いただけるものと理解して相違ありませんでしょうか。	協議事項が契約書等の中で規定されていない内容であれば、当該増加費用及び損害は合理的な範囲で当市が負担するものとしします。
40	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	8			第16条	1 関係者協議会	関係者協議会はどのような形態で協議を行う想定でしょうか。構成員の人数や協議成立要件についての具体的想定がある場合、ご教示頂けますでしょうか。	第16条第2項に記載の通り、「協議事項、構成その他の事項に関する詳細は、当市と民間事業者が協議して定める。」ものとしております。
41	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	8			第16条	5 関係者協議会	民間事業者が聴取された意見は考慮される理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
42	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	8			第23条	2 運転維持管理業務等開始前の施設機能確認	重大な瑕疵に限定されている理由をご教示頂けますでしょうか。また、重大な瑕疵に経年劣化が非該当となっている理由についてご教示頂けますでしょうか。	経年劣化も含め、重大な瑕疵以外は、本事業の業務を通じて必要な措置を講じる想定であることから、重大な瑕疵に限定しております。
43	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	9	17			業務の実施に係る契約等	浄化槽管理業務を第三者へ委託することを想定しています。主たる業務とはどのような業務を想定されているかご教示ください。	当該各業務の「主たる部分」につきましては、各業務ごとに個別に判断しますが、原則として浄化槽管理業務は該当しないものと想定しております（浄化槽管理業務のみを受託するような構成企業が想定される場合に、当該構成企業が浄化槽管理業務の主たる部分を第三者に委託する場合には本条違反となるとの判断をすることがあります）。
44	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	9	18			事業期間中の保険	貴市で加入予定の保険をご教示ください。	本事業のために当市で新規に加入予定の保険はございませんので、民間事業者は、事業期間中、自己の責任及び費用において、保険に加入し、又は受託企業をして加入させてください。
45	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	10	21	1		その他提出書類と投資の説明要求	年間業務実施報告書の提出は翌年度4月10日までに提出とありますが、最終年度に関しても同様に、翌年度の4月10日との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
46	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	11	23	2		運転維持管理業務開始前の施設機能確認	民間事業者又は構成企業が「知り得た情報」から合理的に予測できる瑕疵が、貴市の責任範囲から除外されていますが、事実上、民間事業者又は構成企業がアクセス可能な情報全てを指すものではなく、合理的に知得を期待できる情報を指すと理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。

上山市下水道施設包括的管理等事業募集要項等に関する質問及び意見等の回答

No.	資料名	該当箇所					質問及び意見	回答
		頁	章	節	項	項目名		
47	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	11	23	3		運転維持管理業務開始前の施設機能確認	当市は速やかに必要な措置を講じるものとする。とありますが、措置を講じるまでに発生した費用(例:ユーティリティ使用量の増加など)は、貴市が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
48	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	11	23	3		運転維持管理業務開始前の施設機能確認	「把握していない」不具合とは、民間事業者において把握していないものを指す趣旨と理解して相違ありませんでしょうか。	「市において把握していない」を指す趣旨としてご理解ください。
49	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	11	24			業務実施体制の整備	本条文に記載の業務実施体制の見直しにつきましては、”必要であれば見直す”という理解でよろしいでしょうか。	見直しは必須で行っていただき、その結果、必要であれば、体制の再整備をしてください。
50	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	12	26	4		運転維持管理業務等の開始遅延	民間事業者又は構成企業が「知り得た情報」から合理的に予測できる瑕疵が、貴市の責任範囲から除外されていますが、事実上、民間事業者又は構成企業がアクセス可能な情報全てを指すものではなく、合理的に知得を期待できる情報を指すと理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
51	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	12			第26条	4 運転維持管理業務等の開始遅延	重大でない瑕疵や経年劣化に起因して、本事業開始日が本事業開始予定日より遅延した場合の増加費用は当該経年劣化がどちらの責に帰すべきかを考慮したうえで協議とさせていただきます理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
52	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	13			第27条	2 運転維持管理業務等の実施	運転管理方法の大幅な変更とはどの程度の変更を想定しているかをご教示頂けますでしょうか。	「要求水準書第6節(1)大幅な運転管理方法の変更の定義」をご参照ください。
53	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	14	29	4		修繕業務	第4項において、「修繕内容が分かる資料及び金額算定の根拠資料を市に提出」とありますが、民間事業者が徴収する見積書は発注金額であり、修繕業務においては民間事業者として経費が発生するため、市に提出する見積書は民間事業者の経費を含んだ民間事業者名での見積書としていただけないでしょうか。	修繕業務に係る民間事業者としての経費については、修繕業務の見積には含めないものとしてください。
54	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	14	29	4		運転維持管理対象施設の修繕業務	修繕業務の金額算定に係る見積徴収について、第29条第4項にて「200万円未満の場合は1社以上」と記載されていますが、この記載は「200万円以下の場合1社以上」と解釈することを想定したものと理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ご指摘を踏まえて、上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)の記載を修正します。
55	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	14	29	4		運転維持管理対象施設の修繕業務	200万円を超える場合は複数社の見積書を求める記載がありますが、本事業は民間ノウハウの活用や業務効率化を目的としたWPPP事業であることから、構成企業が自ら修繕業務を実施する場合には、複数社見積の取得を必須とせず1社見積も可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、民間事業者に出資する構成企業が自ら直接修繕業務を実施する場合には、複数社見積りは不要とします。
56	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	14	29	5		運転維持管理対象施設の修繕業務	「突発修繕に係る費用は、民間事業者の責めに帰すべき事由による場合を除き、当市の負担」とありますが、要求水準書別紙7別表14においては突発修繕の年間上限額が記載されています。この上限金額を超過する場合において、貴市の負担という理解でよろしいでしょうか。	修繕業務については、年間上限額の範囲内で実施することを基本とします。管理・更新一体マネジメント方式の趣旨に従い、民間事業者の提案により、修繕及び改築に係るライフサイクルコストの低減、機能停止リスクの低減の観点から当該業務の実施をお願いします。突発修繕及び計画修繕の合計額が年間上限額を超える可能性がある場合、突発修繕を優先して実施します。年間予算額の残額が少ない時点で突発修繕が発生した場合は、当市との協議により対応を決定します。
57	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	14	29	6		運転維持管理対象施設の修繕業務	万一、要求水準を維持するために実施が不可避な突発修繕が生じ、その結果、事業契約書第29条に定める年間上限額の範囲内での対応が客観的に困難となる場合には、貴市との協議及び承諾を得ることを前提として、当該突発修繕については別途貴市負担により対応する可能性もあるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 56の回答をご参照ください。
58	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	14	29	6		運転維持管理対象施設の修繕業務	要求水準書別紙7、別表14では管路と処理場を合わせて年間上限額が設定されているように読み取れますが、事業契約書(案)29条6項においては、運転維持管理対象施設のうち管路を除外しています。修繕業務の年間上限額の対象施設に管路は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	修繕業務の年間上限額の対象施設には、管路も含まれます。 ご指摘を踏まえて、上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)を修正します。
59	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	14	29	7		修繕業務	「特殊技能や特殊工具を必要としない現場で修理可能な簡易な修繕」とは具体的にどのような修繕を想定しているかご教示ください。	特殊な機器、部品、高度な専門技術または外部からの人的応援を必要とせず、勤務時間内に作業、処置できる修繕を想定しております。
60	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	14	30			場所の貸与	運転維持管理業務等の実施に伴い必要となる場所は、事業期間中、無償で貸与すると記載がありますが、民間事業者(SPC)の本店を管理棟内に設置する場合についても、無償で貸与いただけるという理解でよろしいでしょうか。 具体的には、運転維持管理事務所にSPC宛での郵便物の郵便受けを設置することを想定しております。 もし、有償なのであれば、SPCの運営費用として見込んでおく必要がありますので、民間事業者(SPC)の本店を管理棟内に設置する場合の費用をご教示ください。	事務所の設置計画を当市で確認の上、適切と認められる場合には承諾します。
61	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	14			第29条	運転維持管理対象施設の修繕業務	根拠資料の提出がある場合、突発修繕にかかる費用は、貴市の負担という理解でよろしいでしょうか。	民間事業者の責めに帰すべき事由によって生じるものでなければ当市が負担します。
62	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	14			第29条	6 運転維持管理対象施設の修繕業務	修繕業務の対価が年間上限額を超える場合、どのような処理となる想定かをご教示頂けますでしょうか。	No. 56の回答をご参照ください。
63	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	15	31	4		臨機の措置	貴市が運転維持管理業務等を実施する場合について規定されていますが、貴市による実施が必要な場合において、「直接実施することができる」ではなく、貴市が直接実施するものと理解して相違ないでしょうか。	第31条第4項に記載のとおりです。

上山市下水道施設包括的管理等事業募集要項等に関する質問及び意見等の回答

No.	資料名	該当箇所					質問及び意見	回答	
		頁	章	節	項	項目名			
64	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	15	31	4		臨機の措置	貴市が運転維持管理業務を直接行った業務について、貴市のご判断に基づくものとなることから、当該実施によって民間事業者に増加費用、損害が生じた場合は、貴市にてご負担いただけるものと理解して相違ありませんでしょうか。	当市判断が当市の責めに帰すべき事由によるものであれば、当該増加費用及び損害は当市で負担します。	
65	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	15	32	1	(2)	当市又は民間事業者に発生した損害等	運転維持管理業務等について増加費用又は損害が発生した場合における措置について、民間事業者の責めに帰すべき事由による場合は全て民間事業者の負担となっていますが、「全て」とは民間事業者の帰責事由に基づく事由と相当因果関係にある増加費用及び損害について、民間事業者が負担することを想定したものと理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
66	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	15	32	1	(1)	当市又は民間事業者に発生した損害等	貴市の責に帰すべき事由がある場合について、「合理的な範囲で」増加費用及び損害を貴市にて負担される旨規定されていますが、貴市の帰責事由に基づく事由と相当因果関係にある増加費用及び損害については、貴市にてご負担いただけるものと理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。	
67	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	15	33	1		第三者に発生した損害等	運転維持管理業務等に伴い通常避けることのできない騒音、振動、光、臭気等による損害に関しては、民間事業者の責めに帰すべき事項ではないため、民間事業者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたもの以外については、民間事業者ではなく、貴市の責任及び費用にて対応願います。	本事業が運転維持管理業務等全般を民間事業者に委ねる方針であることを鑑み、当市の責めに帰すべき理由により生じた損害を除いては、民間事業者に負担いただくことを想定しております。	
68	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	16	33	1		第三者に発生した損害等	運転維持管理業務の開始時点で運転維持管理対象施設に存在していた瑕疵に起因して発生した損害については、民間事業者においてコントロール可能なものではなく、また、業務実施にかかる費用としてあらかじめ見込むことも難しい点から、貴市においてご負担いただけるものと理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、民間事業者による機能確認における確認漏れにより対応がなされなかった場合などは、ただし書の適用外となるものと想定しております。	
69	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	16	33	2		第三者に発生した損害等	第1項で市の責めに帰すべき理由により生じたものは市が負担と記載がございますが、第2項で民間事業者に求償することができ、民間事業者は請求を受けた場合は支払わなければならないと記載があります。第2項の条文の内、貴市の責めに帰すべき場合を除外していただけますか。	第1項に記載の「ただし、その損害のうち当市の責めに帰すべき理由により生じたものについては、当市が負担する。」は原案のままとします。	
70	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	16	35	5		ストックマネジメント計画の作成	「民間事業者は、…、ストックマネジメント計画に基づき行われる改築工事業務及び点検・調査（管路施設維持管理業務）に要する費用の総額を、当該ストックマネジメント計画の対象となる5事業年度に係る改築工事業務及び点検・調査（管路施設維持管理業務）に要する費用の各総額として提案書類に記載された金額以内の額となるように作成しなければならない。」こちらの記載内容について、以下の理解でよろしいでしょうか。 ・事業期間に民間事業者が実施するストックマネジメント計画は、対象期間の5事業年度において、処理場施設改築工事業務と管路施設維持管理業務のそれぞれの総額が、提案書類に記載された金額（提案時金額）以内となるように計画することを原則とする。 ・ただし、ストックマネジメント計画に際し実施する現地調査等の結果、提案時点では想定できなかった事象が確認され、各業務の5事業年度総額が提案時金額を超過するおそれがある場合には、市と協議の上、合理的な範囲で項目や内容の見直しを行うことが想定されている。 ・その上で、当該見直しによってもなお対応が困難な場合の取扱いについては、契約に基づき市と民間事業者との協議事項となる。	ご理解の通りです。ただし、当該上限価格につきましては、賃金又は物価の変動に応じて、変更することとします。	
71	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	16-20	35、36、37、41			物価上昇	昨今の中東情勢の不安定化により、サプライチェーンの混乱が既に発生し始めております。今後の物価変動の見通しが不透明になっており、10年先の物価、人件費を予想するのは困難な状況です。提案書類に記載された金額が、ストックマネジメント(第35条)、改築実施基本協定(第36条)、年度実施協定(設計業務)(第37条)、年度実施協定(改築工事業務)(第41条)の上限価格に紐づいていますが、本上限金額についても、別紙7-2 4.賃金又は物価の変動に基づくサービス対価Aの変更の記載と同等の方法で増加させることを許容いただけないでしょうか。	当該上限価格につきましても、賃金又は物価の変動に応じて、変更することとします。ご指摘を踏まえて、上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)を修正します。	
72	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	16				第33条	2 第三者に発生した損害等	貴市が第三者に賠償する前に、貴市と民間事業者との間で賠償額等の協議がなされる理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
73	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	17	36	1		改築実施基本協定	第36条第1項において、「サービス対価Aの提案金額は、提案書類に民間事業者が記載した提案金額以内としなければならない」と規定されていますが、一方で、第35条第5項には「当市及び民間事業者が別途合意した場合を除き」との規定が置かれています。このため、第35条第5項に基づく「別途合意」が成立する状況が生じた場合には、当該合意内容を前提として、第36条第1項に基づくサービス対価Aの水準や条件についても、市と民間事業者との間で合理的な範囲の協議を行うことは、条文上排除されていないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
74	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	17	37	1		初めて次項の	事業契約書の中に何か所か、民間事業者は、〇〇に関し、「初めて」次項の〇〇を締結するまでに、という記載がありますが、「初めて」という記載に特別な意図がありますでしょうか。	例として、複数年度に跨る改築工事業務の場合、年度ごとに締結する年度実施協定のうち、初年度に締結した協定を「初めて」と表現しているものとご理解ください。	

上山市下水道施設包括的管理等事業募集要項等に関する質問及び意見等の回答

No.	資料名	該当箇所					質問及び意見	回答	
		頁	章	節	項	項目名			
75	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	18	38	2、3		設計業務の完了	設計図書が不備や不具合があった場合、民間事業者の負担において必要な修正を行う旨規定されていますが、リスクを最も良く管理できる主体が当該リスクを分担する、との基本的な考え方(募集要項8頁2-10(1))を踏まえ、当該不備、不具合が貴市の責に帰すべき事由(指示の誤り等)に起因して生じた場合は、当該修正に係る費用は貴市にてご負担いただきたく、お願いいたします。	当該不備及び不具合が当市の責めに帰すべき事由によるものは、当該増加費用及び損害は当市が負担します。	
76	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	19	39	1	-	当市の請求による設計図書の変更	”民間事業者は、かかる当市の決定に従うものとする。”とありますが、貴市と民間事業者との協議により決定されるとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
77	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	19	39	1		当市の請求による設計図書の変更	第39条において、「当市は、設計図書の変更が必要であると認めるときは、設計図書の変更を求めることができる」と規定されていますが、例えば、民間事業者の責に帰すべき事由によらず設計図書の変更が必要となる場合においては、当該変更内容について、貴市からご要望いただくことにより、第39条に基づき設計図書の変更として整理いただくことも想定されているとの理解でよろしいでしょうか。 なお、貴市からのご要望がない場合には、第40条に基づき民間事業者から変更をご相談する形になるものと理解しておりますが、第39条と第40条とでは、変更に伴う費用負担やサービス対価の調整方法が異なることから、原因が民間事業者にない設計変更については、必要に応じて第39条に基づく対応をご検討いただけるものか、確認させていただくものです。	ご理解のとおりです。	
78	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	19	39	2		当市の請求による設計図書の変更	設計図書の変更に伴い増加費用が生じた場合には、貴市が「合理的な範囲で」これを負担する旨が規定されていますが、ここでいう「合理的な範囲」とは、当該設計図書の変更に直接起因して発生し、かつ内容・金額の面で合理性が認められる増加費用等を想定されているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
79	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	19	40	2		民間事業者の請求による設計図書の変更	設計図書の変更に起因する費用の減少について、「協議により」サービス対価を減額する旨規定されていますが、貴市及び民間事業者の合意がある場合に減額を行う、との趣旨と理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。	
80	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	19	40	2		民間事業者の請求による設計図書の変更	民間事業者の請求による設計図書の変更に伴う増加費用は、民間事業者が負担することとなっておりますが、貴市の原因による設計図書の変更が必要な場合(例えば貴市が別途発注する耐震工事に関連して変更せざる負えない場合など)は、第39条2項と同様に、貴市が増加費用を負担するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
81	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	19	40	3		民間事業者の請求による設計図書の変更	民間事業者又は構成企業が「知り得た情報」から合理的に予測できる瑕疵が、貴市による費用負担の対象から除外されていますが、事実上、民間事業者又は構成企業がアクセス可能な情報全てを指すものではなく、合理的に知得を期待できる情報を指すと理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。	
82	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	19	40	3		民間事業者の請求による設計図書の変更	本事業用地又は改築対象施設に関する重大な瑕疵に起因する設計図書の変更の場合、増加費用は貴市が「合理的な範囲で」負担する旨規定されていますが、当該変更と相当因果関係のある増加費用及び損害を対象とすることを想定されているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
83	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	19				第39条	1 当市の請求による設計図書の変更	民間事業者が変更できないと通知した場合、貴市から変更要の決定がなされたいという理解でよろしいでしょうか。	第39条第1項に記載の通り、「民間事業者は、かかる当市の決定に従うものとする」としております。
84	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	19				第40条	3 民間事業者の請求による設計図書の変更	重大な瑕疵でないもの、経年劣化に起因して設計図書の変更が必要となった場合の費用負担の考え方についてご教示頂けますでしょうか。	重大な瑕疵ではなく、経年劣化に起因して設計図書の変更が必要となった場合は、民間事業者が当該増加費用を負担するものとします。
85	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	20	41	3		年度実施協定(改築工事業務)の費用上限	「年度実施協定(改築工事業務)に定める業務対象に対するサービス対価は、前項の積算結果を踏まえて、当該事業年度を期間として含む改築実施基本協定に定める当該事業年度の改築工事業務に要する費用の金額以内としなければならない。」と記載がありますが、国の予算配分の状況や別工事となる耐震補強工事の延伸等、改築実施基本協定を定めた時には予見できない事由により、当該事業年度に実施しようと考えていた改築工事の時期が変更となることが起こり得ると考えます。その場合は、協議により、都度、改築実施基本協定に定める予定額を変更するという理解でよろしいでしょうか。	国の予算配分状況、他工事との工程調整、耐震補強工事等の実施時期の変更その他やむを得ない事情により、当初予定していた改築工事業務の実施時期、内容又は金額を変更する必要がある場合、当市と民間事業者が協議の上、事業契約書、要求水準書、改築実施基本協定、年度実施協定(改築工事業務)及び予算措置等との整合を踏まえ、必要に応じて改築実施基本協定又は年度実施協定(改築工事業務)を変更するものとします。	
86	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	20	41	3		年度実施協定(改築工事業務)の費用上限	「ただし、本契約にしたがって年度実施協定(改築工事業務)を変更する場合はこの限りでない」とありますが、本契約の第何条第何項にしたがうのかをご教示ください。	第41条に定める年度実施協定に関する手続きのほか、第39条及び第40条の設計図書等の変更、要求水準書の変更、法令変更、不可抗力、別紙7-2に定めるサービス対価Aの変更等、年度実施協定の内容変更を伴い得るものを指します。	
87	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	20	41	4			改築が実施されないことにより、運転維持管理業務等(電力費、薬品費等のユーティリティ費、延命的対応等)が増加する場合についても、これらは民間事業者の責めに帰すべき事由によらないものとして整理され、当該増加費用は本条に基づき貴市が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	当市の責めに帰すべき事由によって、改築工事業務が実施されない場合は、当市が負担します。また、当該改築工事に係る国補助金の要望額に対して国の予算の配分額が相違する場合における費用負担については、第41条第4項及び第5項に規定するとおりです。	
88	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	20	41	4		年度実施協定(改築工事業務)の費用上限	「当該年度実施協定(改築工事業務)に規定するサービス対価及び業務対象等の内容を、国補助金に係る国の予算の配分額に合わせた内容とし」とありますが、配分額が想定より少ない場合には、配分額に合わせて業務対象を減らすという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	

上山市下水道施設包括的管理等事業募集要項等に関する質問及び意見等の回答

No.	資料名	該当箇所					質問及び意見	回答
		頁	章	節	項	項目名		
89	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	20			第41条	改築工事業務の実施及び年度実施協定	4項「国補助金に係る国の予算の配分額に合わせた内容とし、民間事業者は、これに異議を述べない。」について、補助金が不成立の場合は、必ず協議の上で実施可否・代替対応を決定する理解でよろしいでしょうか。補助不成立のみをもって、要求水準未達・事業者責任（罰則事項免責）とはならない理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
90	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	20			第41条	改築工事業務の実施及び年度実施協定	4項「国補助金に係る国の予算の配分額に合わせた内容とし、民間事業者は、これに異議を述べない。」について、補助不成立により改築工事が実施されず、その結果として維持管理コストが増加した場合、本事業における前提条件の変化として整理し、サービス対価の取扱いについて協議することが可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
91	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	20			第41条	改築工事業務の実施及び年度実施協定	4項「国補助金に係る国の予算の配分額に合わせた内容とし、民間事業者は、これに異議を述べない。」について、これまでの国の予算配分の実績（申請額に対する交付額の割合）をご教示頂けますでしょうか。	ご指摘を踏まえて、当市のこれまでの国の予算配分の実績を開示します。
92	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	20			第41条	改築工事業務の実施及び年度実施協定	4項「国補助金に係る国の予算の配分額に合わせた内容とし、民間事業者は、これに異議を述べない。」について、交付額に合わせて実施内容を見直した場合、その際にかかる検討費用や設計費は貴市負担になるという理解でよろしいでしょうか。また、再検討に期間を要するため、その後の改築計画に影響を及ぼした場合に関しても、事業者責任とならない理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
93	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	21	43	1		出来高検査	出来高検査に必要な書類の提出を、各事業年度終了日の60日前までにと記載がありますが、工事の完成年度に出来高検査を実施する場合、事業年度終了の60日前では工事が完成していない可能性があります。この場合、工事未完成の状態でも出来高検査を実施し、その後、完成後の出来高は第44条に定める完成検査でご確認いただくという理解でよろしいでしょうか。	工事の完成年度につきましては、出来高検査は実施せず、完成検査のみを実施することを想定しております。
94	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	21	43	1		出来高検査	出来高検査に必要な書類の提出を、各事業年度終了日の60日前までにと記載がありますが、各事業年度終了日の60日前ですと、各事業年度の予定出来高を達成できない可能性があります。各事業年度終了日の60日前ではなく、30日前に変更いただけないでしょうか。	ご指摘を踏まえて、上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)を修正します。
95	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	22	44	1		検査及び引渡し	工事完成時の提出書類について、要求水準書等の定める書類とは要求水準書12頁の表5、業務完了時の提出書類を指すと理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
96	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	22			第44条	2 検査及び引渡し	通知を受けた日から14日以内に検査完了、民間事業者への結果の通知が完了しないことによって、業務の完了が遅延した場合の費用負担について、どのような想定をしているのかをご教示頂けますでしょうか。	当市が負担します。
97	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	22			第44条	2 検査及び引渡し	「要求水準書等及び提案書類に定めるところにより」と記載ございますが、検査基準は年度協定書により都度、決定や見直しをされるという理解でよろしいでしょうか。	本件各工事の完成を確認するための検査は、年度協定書により都度決定や見直すものではなく、要求水準書別紙16別表29に示す適用する基準により実施します。
98	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	22			第45条	改築工事業務完了手続き	改築工事業務とは、年度実施協定（改築工事業務）で締結した各工事の遂行を指すと理解しております。本条文の(2)(3)に定められた事由は維持管理業務の範疇と考えます。本条文から削除頂けないでしょうか。	ご指摘を踏まえて、上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)を修正します。
99	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	23	46	2		本件工事期間の変更	本件各工事期間の変更の協議が整わない場合、貴市が合理的な本件各工事期間の変更を定めるが、これにより第62条1項に規定する本契約の期間終了日は変更しない旨が規定されています。この終了日とは、事業終了予定日（別紙1で記載する令和19年8月31日）と理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
100	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	23	46	2		本件各工事期間の変更	工事期間の変更については貴市と民間事業者との協議が整わない場合、貴市が変更内容を定めるものとされていますが、当該変更に当たっては、工事に従事する者の労働条件が適正に確保される変更内容を決定いただけるものと理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
101	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	23	47	2		工事の一時停止	貴市の都合により本件各工事を一時停止させ、本件各工事期間を変更したとしても、第62条1項に規定する本契約の期間終了日は変更しない旨が規定されていますが、この終了日とは、事業終了予定日（別紙1で記載する令和19年8月31日）と理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
102	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	23	47	2		工事の一時停止	工事の一時停止に伴って必要な場合は、本件各工事期間を変更する「ことができる」とされていますが、延長が必要な場合は工事期間を延長いただけるものと理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
103	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	23	48		(1)	本件各工事期間の変更に伴う損害の負担等	本件各工事期間の変更が貴市の責に帰すべき事由による場合は、「合理的な」損害を貴市にて負担する旨規定されていますが、貴市の責めに帰すべき事由と相当因果関係にある増加費用及び損害については、貴市にてご負担いただけるものと理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
104	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	23	48		(1)、(2)	本件各工事期間の変更に伴う損害の負担等	本件各工事期間変更による民間事業者の損害（増加費用）の負担について、民間事業者の責めに帰すべき事由による場合は全て民間事業者の負担とする旨が規定されています。本件各工事の期間変更について損害（増加費用）が発生した場合における措置について、「全て」とは民間事業者の帰責事由に基づく事由と相当因果関係にある損害（増加費用）について、民間事業者が負担すると理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。

上山市下水道施設包括的管理等事業募集要項等に関する質問及び意見等の回答

No.	資料名	該当箇所					質問及び意見	回答
		頁	章	節	項	項目名		
105	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	23	48			本件各工事期間の変更に伴う損害の負担等	第48条において、本件各工事期間の変更に伴い民間事業者に損害が生じた場合の負担について規定されているものと理解しております。一方で、第47条第1項に基づき貴市のご判断により本件各工事が一時停止された場合において、同条第2項に基づく工事期間の変更が行われない場合であっても、当該一時停止に起因して民間事業者に損害が生じたときは、当該損害についても第48条に基づき整理されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
106	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	23	48			本件各工事期間の変更に伴う損害の負担等	「前2条に基づき本件各工事期間が変更された場合で、民間事業者に損害（当該変更から生じる増加費用を含む。以下本条において同じ。）が生じる場合は、同損害の負担については次のとおりとする。」と記載があります。民間事業者が実施する改築工事は、市が実施する耐震補強工事と一体的にスケジュール管理する必要があります。耐震補強工事の受託者の責により、工事期間に著しい変更が生じた場合、本条項の適用対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
107	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	23	49	1		第三者に発生した損害等	本件各工事に伴い通常避けることのできない騒音、振動、光、臭気等による損害に関しては、民間事業者の責めに帰すべき事項ではないため、民間事業者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたもの以外については、民間事業者ではなく、貴市の責任及び費用にて対応願います。	No. 67の回答をご参照ください。
108	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	23			第48条	1-(1)・(3) 本件各工事期間の変更に伴う損害の負担等	第(2)号と異なり、合理的な損害に限定されている理由についてご教示頂けますでしょうか。	第48条は民間事業者に損害が生じる場合の負担について規定したものであり、そのうち当市が負担するものは「合理的な損害」に限定しております。
109	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	24	50	1		引渡し前の使用	前条の規定とありますが、第44条の誤記と思われます。	ご指摘を踏まえて、上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)を修正します。
110	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	24	50	3		引渡し前の使用	貴市による使用によって改築対象施設に及ぼした損害について貴市にて負担する旨規定されていますが、施設自体の損害のみでなく、貴市による使用によって改築業務等の遂行において民間事業者が生じた損害、増加費用についても貴市にてご負担いただきたく、お願いいたします。	当該損害及び増加費用は当市で負担します。
111	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	24	51	2		本件各工事の遅延	第51条において、各改築工事業務の完了が遅延した場合には、事業期間開始までの予定を明らかにすることが想定されているものと理解しておりますが、事業期間（別紙1第29項）の始期そのものは、各改築工事業務の完了時期によって変更又は左右されるものではなく、あらかじめ定められた始期に開始されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ご指摘を踏まえて、上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)を修正します。
112	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	24	51	3	(2)	本件各工事の遅延	民間事業者又は構成企業が「知り得た情報」から合理的に予測できる瑕疵が、貴市による増加費用負担の対象から除外されていますが、事実上、民間事業者又は構成企業がアクセス可能な情報全てを指すものではなく、合理的に知得を期待できる情報を指すと理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
113	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	24	51	3	(1)	本件各工事の遅延	耐震補強工事など、別途貴市からの発注となる工事の遅延による影響で、関連する本事業における各改築工事業務の完了が遅延した場合も、第51条3項(1)当市の責めに帰すべき事由による場合に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
114	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	24	51	3		本件各工事の遅延	各号の事由に基づく遅延の場合、その対応に要する「合理的な」増加費用を貴市にて負担する旨規定されていますが、当該遅延と相当因果関係のある損害及び増加費用についてはご負担いただけるものと理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
115	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	24	51	4		遅延損害金	民間事業者の責めに帰すべき事由による遅延損害金について、財務大臣の決定する率を乗じて計算される遅延損害金に加えて、「また、当市に当該遅延損害金を超える損害があるときは、民間事業者はそれらを負担し、」と記載がありますが、この記載ですと実質、上限無しの遅延損害金となってしまう、事業者側のリスク負担が大きすぎると考えます。こちらの「また、当市に」以降の除外をお願いいたします。	原案のままとします。
116	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	24			第49条	2 第三者に発生した損害等	貴市が第三者に賠償する前に、貴市と民間事業者との間で賠償額等の協議がなされる理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
117	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	24			第51条	3-(2) 本件各工事の遅延	重大な瑕疵でないもの、経年劣化に起因する場合は協議にて費用負担を決定するという理解でよろしいでしょうか。	経年劣化に起因する場合は、本事業の業務を通じて必要な措置を講じる想定です。
118	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	25	52	4		契約不適合責任	本項で記載されている「供用開始」とは、本件各工事の試運転後の商用運転の開始という意味でよろしいでしょうか。	第44条に基づく引渡し日、すなわち試運転ではなく、商用運転の開始日とご理解ください。
119	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	25	52	4		契約不適合責任	ただし書きについて、当該契約不適合についてメーカーによる保証又は提案書類に基づく民間事業者の保証が適用される場合に、当該保証の範囲内において貴市の請求等が認められる、との趣旨と理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
120	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	25	52	5		契約不適合責任	ただし書きについて、当該契約不適合についてメーカーによる保証又は提案書類に基づく民間事業者の保証が適用される場合に、当該保証の範囲内において貴市の請求等が認められる、との趣旨と理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。

上山市下水道施設包括的管理等事業募集要項等に関する質問及び意見等の回答

No.	資料名	該当箇所					質問及び意見	回答
		頁	章	節	項	項目名		
121	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	25			第52条	契約不適合責任	契約不適合責任期間中の貴市の責に帰すべき事由によって発生した契約不適合については免責されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
122	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	25			第52条	1 契約不適合責任	「要求水準書に定める要求水準未達のみならず、提案書類に基づく提案未実現を含む。以下「契約不適合」という。」とあるが、要求水準書と提案書類以外に契約不適合該否の基準となるものはない理解でよろしいでしょうか。また、年度協定での実施事項が提案書類と乖離する場合は、直ちに契約不適合とはならず、貴市と別途協議を行うという理解でよろしいでしょうか。	前段につきましては、当然に本契約に定めるその他の遵守事項に反する場合も契約不適合責任となります。解釈を明確にするため、ご指摘を踏まえて、上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)を修正します。後段につきましては、年度実施協定は事業契約の一部を構成するものであるところ、これと提案書類に矛盾又は齟齬がある場合は、第5条第2項より、事業契約書の内容が優先して適用されることとなります。
123	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	25			第52条	4・5 契約不適合責任	供用開始日とは、第44条に基づく引渡し日という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
124	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	26	52	13		保証書の提出	上の質問と関連しますが、別紙6の保証書の保証人として、工事受託企業にどの記載と理解しましたが、改築工事範囲ではない農業集落排水処理施設については、工事受託企業が連帯保証を負う必要はないと考えます。	第52条は改築対象施設を対象としているため、農業集落排水処理施設に対する連帯保証を負うものではありません。
125	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	26	53	2		性能保証	要求水準書に定める性能保証条項を満たす性能及び機能が満足に得られない原因について、民間事業者の業務に起因するもの(第69条第13項等)に限ると理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
126	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	26	53	2		性能保証事項	要求水準書に定める性能保証事項について、要求水準書に定める放流水質の契約基準(表9と表10)という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
127	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	26			第52条	8 契約不適合責任	「民法(明治29年法律第89号)の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求」とは具体的に何を指しているのかご教示頂けますでしょうか。また、契約不適合責任は事業契約に規定した内容に尽きるという理解でよろしいでしょうか。	前段について、第52条第8項は、「請求等」をする際に、①履行の追完の請求、②損害賠償の請求、③代金の減額の請求又は④本契約の解除の、いずれかを選択して通知していたとしても、その後消滅時効の範囲内においては、同一の契約不適合に関して他の種類の請求等(①～④)に変えて請求することもできるという趣旨です。後段については、第53条に規定するとおりですが、解釈を明確にするためご指摘を踏まえて、上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)を修正します。
128	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	30	59	5	(2)	前払金	工事前払金基準額が減額された場合においても、本項の超過額の金額や使用状況等に照らし、返還が不適当であるときは、返還額を減額することとしていただきたく、お願いいたします。	当市建設工事請負契約約款第36条第6項を踏襲し、原文のままとします。
129	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	32	63		(12)	民間事業者の債務不履行等による契約解除	本契約は、民間事業者が各改築工事の実施を個別に請負うものではなく、改築工事の実施を含む、対象施設の管理、更新に関する業務について一体として実施義務を負うものであることに鑑みると、個々の改築対象施設に契約不適合があり、当該施設を除却した上で再び工事を実施する必要性が生じたとしても、そののみをもって本契約の全部を解除する必要は生じないものと考えております。本号は削除いただきたく、ご検討をお願いいたします。	重大な契約不適合に限ることとします。ご指摘を踏まえて、上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)を修正します。
130	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	33	65			当市の任意による契約解除	「当市が必要と認める場合」について想定されるケース等をご教示ください。	例として、近隣自治体の官民連携事業に合流する等の政策的意思決定がなされた場合を想定しております。
131	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	34	66	4	(2)	当市の損害賠償請求	改築設計業務及び改築工事業務の実施期間中における違約金の金額がサービス対価Aの合計相当額の10分の1「以上」と記載されていますが、違約金の金額に上限が無くなってしまいますので同項(1)と同様に10分の1としていただけませんか。	10分の1に修正します。ご指摘を踏まえて、上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)を修正します。
132	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	34	67	1		民間事業者の損害賠償請求等	貴市に対し損害賠償請求する旨が規定されていますが、「合理的な範囲の損害請求」とは、本条第1項各号に該当する事由と相当因果関係にある民間事業者の損害については請求できるものと理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
133	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	37	69	13		運転維持管理業務等に係る解除の効力	「民間事業者は、本契約終了後1年を経過する日までに、運転維持管理対象施設に関して民間事業者の改築工事業務又は運転維持管理業務等に起因する性能未達が指摘された場合は、当市の請求により自己の費用で改修等必要な対応を行い、」と記載がありますが、こちらの「性能未達」とは第53条(性能保証)に規定する「要求水準書に定める性能保証事項を満たす性能及び機能が満足に得られなかった場合」と同義であるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
134	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	37	69	13		運転維持管理業務等に係る解除の効力	性能未達の原因が民間事業者の改築工事又は運転維持管理業務等に起因するとしても、民間事業者の責めに帰すべき事由でない場合には、本条項の性能未達からは除外されると理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
135	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	37	69	13		運転維持管理業務等に係る解除の効力	性能未達が「指摘された場合」とありますが、民間事業者の責任追及に当たっては、貴市において性能未達の原因及び当該未達が民間事業者の業務に起因する点を立証する必要があるものと理解して相違ありませんでしょうか。	民間事業者において、性能未達の原因及び当該未達が自責ではないことを立証する必要があるものをご認識ください。
136	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	37	70	1		期間満了による契約の終了	本契約終了時の「要求水準書に規定する性能及び条件」とは、事業契約終了時における貴市による性能確認における基準である「適正な維持管理の下では想定できないような著しい機能低下」が認められないこと(要求水準書40頁第4章第5節(2))を指すものと理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。

上山市下水道施設包括的管理等事業募集要項等に関する質問及び意見等の回答

No.	資料名	該当箇所					質問及び意見	回答
		頁	章	節	項	項目名		
137	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	38	70	5		期間満了による契約の終了	「適正な維持管理のもとでは想定できないような著しい機能低下が認められた場合には、民間事業者に対してその機能回復を求める」とありますが、「適正な維持管理のもとでは想定できないような著しい機能低下」とは、民間事業者が要求水準書に基づく運転維持管理義務を適切に履行していたにもかかわらず生じる、通常の経年劣化や耐用年数内の性能低下を除外したものを指すとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
138	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	38	71			保全義務	本項は、民間事業者に対し、解除後における運転維持管理業務等（第69条第9項）に加えて何らかの措置の実施義務を課すものでしょうか。本条がそのような趣旨である場合、運転維持管理業務等に加えて民間事業者が実施義務を負う本条の「必要最小限度の維持保全」として、貴市が想定されている内容をご教示ください。	契約解除の通知に合わせ、当市と民間事業者の立合により引渡し・引継ぎ、施設の状態を確認し、適切な維持及び養生方法について決定することを想定しております。
139	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	39	74	5		法令変更に関する協議及び損害の負担等	引渡しの遅延の場合のみに限らず、法令変更に起因して引渡しの「延期」が必要となる場合も、引渡完了予定日の変更に応じていただけるものと理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
140	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	39	75	1		法令変更による契約の終了	貴市による判断による場合のみでなく、民間事業者において本事業の継続が困難又は多大な費用を要すると判断した場合、本契約の終了に関する協議に応じていただけますでしょうか。	ご意見として承ります。
141	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	40	77	4		不可抗力に関する協議及び損害の負担等	引渡しの遅延の場合のみに限らず、不可抗力に起因して引渡しの「延期」が必要となる場合も、引渡完了予定日の変更に応じていただけるものと理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
142	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	40	79	1		不可抗力による契約の終了	貴市による判断による場合のみでなく、民間事業者において本事業の継続が困難又は多大な費用を要すると判断した場合、本契約の終了に関する協議に応じていただけますでしょうか。	ご意見として承ります。
143	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	41	81	1		特許権等の実施権及び使用権の付与	「本件各工事の実施」に必要な特許権等の対象となっている技術等の実施権、使用権を貴市に付与する義務が課されていますが、貴市において本件各工事を実施するものではないにもかかわらず、「本件各工事の実施」と書かれている理由をご教示ください。不要であれば、「本件各工事の実施」は削除いただきたく、お願いいたします。	原案のとおりとします。当市が本事業の発注者として必要となるものを付与していただく趣旨です。
144	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	42	81	4		特許権等の実施権及び使用権の付与	「第1項の規定により民間事業者が取得した実施権又は使用権」とありますが、同項は、民間事業者から貴市に対する実施権及び使用権の付与に関する規定であり、民間事業者によるこれらの取得について規定したものではありません。「第1項の規定により民間事業者が取得した実施権又は使用権」が何を指す趣旨か、ご教示ください。	原案のとおりとします。第1項は、各業務の実施者（発注者）となる民間事業者が、各業務の実施に必要な各権利を取得していることを前提としております。
145	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	42	82	2		著作権の譲渡等	貴市は成果物等の内容を民間事業者の承諾なく自由に公表できる旨規定されていますが、公表にあたっては本契約で定める秘密保持義務を遵守したうえで公表するものと理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
146	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	43	84	1		条件変更等	民間事業者又は構成企業が「知り得た情報」から合理的に予測できる瑕疵がある場合、条件変更の範囲から除外されていますが、事実上、民間事業者又は構成企業がアクセス可能な情報全てを指すものではなく、合理的に知得を期待できるものを指すと理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
147	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	43	84	2		条件変更等	必要がある場合、要求水準書の変更を協議する旨規定されていますが、必要な変更は行われるものと理解して相違ありませんでしょうか。	変更するかは協議で定めることとします。
148	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	43	84	2		条件変更等	本項に基づいて要求水準書が変更された場合において、これに伴ってストックマネジメント計画、改築実施基本協定、年度実施協定（設計）又は年度実施協定（工事）の変更が必要となる場合、必要な変更が行われるものと理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
149	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	43	84	2		条件変更等	本項に基づく変更が行われた場合において、当該変更によって民間事業者に増加費用又は損害が生じたときは、1項各号の事由は、いずれも民間事業者においてコントロールすることができないものであることに鑑み、当該増加費用及び損害は、貴市においてご負担いただけるものと理解しております。かかる理解に相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
150	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	43	85	3		当市の請求による要求水準書の変更	貴市の通知による要求水準書等の変更による増加費用又は損害を「合理的な範囲で」貴市が負担する旨規定されていますが、当該変更と相当因果関係のある増加費用及び損害については、貴市においてご負担いただけるものと理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
151	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	45	91	3	(5)	秘密保持義務及び個人情報取扱	貴市が運転維持管理に関する業務を民間事業者以外の第三者に委託する場合、第三者や選定する手続きにおける特定若しくは不特定のものに開示する旨が規定されていますが、上記開示対象者においても本条項の守秘義務を負わせたくて開示すると理解して相違ないでしょうか。	ご理解のとおりです。
152	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	45			第90条	金融機関との協議	具体的な場面が想定できないので、想定例と当該協定が民間事業者にどのような影響が出るのかご教示頂けますでしょうか。	「直接協定」とは、民間事業者による事業遂行が困難になり、公共サービスの供給が停止しかねない事態に至った場合に備えて、PFI事業の発注者である当市と、民間事業者に融資する金融機関との間で締結するものであり、事業の修復を目的に金融機関がPFI事業へ介入するための必要事項等を規定するものです。影響につきましては、応募者でご判断ください。

上山市下水道施設包括的管理等事業募集要項等に関する質問及び意見等の回答

No.	資料名	該当箇所					質問及び意見	回答
		頁	章	節	項	項目名		
153	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	45			第91条	1 秘密保持義務及び個人情報の取扱い	「秘密情報として受領した情報」に対し秘密保持義務が生じるが、市が秘密情報を開示する場合は媒体に秘密表示を付して開示される理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
154	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	45			第91条	2 秘密保持義務及び個人情報の取扱い	「秘密情報によることなく開発、創造したもの」も秘密情報に含まれないことが妥当と考えますが、その理解でよろしいでしょうか。	ご指摘を踏まえて、「秘密情報によることなく開発、創造したもの」につきましては、秘密情報に含まないこととし、上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)を修正します。
155	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	45			第91条	3 - (5) 秘密保持義務及び個人情報の取扱い	第三者には競合会社も想定されるため、情報を開示する前に市と民間事業者の間で開示が必要となる具体的な情報の確認や開示範囲等を協議の場が設けられるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
156	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	47	別紙1	9	-	別紙1用語の定義集(五十音順)	委託者側の確認・承諾の法的意味が弱体化することが懸念されるため、「民間事業者の行う行為を…」以降を削除頂きますよう、お願いいたします。	ご意見として承ります。
157	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	48	別紙1	17	-	別紙1用語の定義集(五十音順)	契約締結後に、〇〇〇〇に表記する企業の変更及び追加は可能でしょうか。	事業契約締結後における構成企業の変更は、基本協定書及び事業契約書に従い、株式譲渡、株主構成の変更、契約上の地位又は権利義務の承継等、当市の事前の書面による承諾を得た場合に認められます。また、構成企業の役割変更は、基本協定書第6条に定めるとおり、当市との間で書面により別途合意した場合に認められます。
158	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	48	別紙1	18	-	別紙1用語の定義集(五十音順)	契約締結後に、〇〇〇〇に表記する企業の変更及び追加は可能でしょうか。	No. 157の回答をご参照ください。
159	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	48	別紙1-18				工事受託企業について、基本協定では「受託企業」を構成企業に限定していないため、別紙1-18に記載されている「工事受託企業」、及び、別紙1-33に記載されている「受託企業」について、基本協定における「受託企業」との違いについてご教示頂けますでしょうか。	基本協定書及び事業契約書ともに、受託企業は「本事業に係る各業務の全部又は一部を民間事業者から直接受託し又は請け負う代表企業、構成企業その他第三者」となります。ただし、基本協定書別紙2に記載すべき受託企業は、提案書類に記載された受託企業(構成企業及び民間事業者から直接受託し又は請け負う協力企業)となります。工事受託企業は、「優先交渉権者の構成企業のうち、民間事業者から直接工事業務を受託し又は請け負う者」となります。
160	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	49	別紙1	35	-	別紙1用語の定義集(五十音順)	委託者側の確認・承諾の法的意味が弱体化することが懸念されるため、「なお、…」以降を削除頂きますよう、お願いいたします。	ご意見として承ります。
161	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	50	別紙1	39	-	別紙1用語の定義集(五十音順)	契約締結後に、〇〇〇〇に表記する企業の変更及び追加は可能でしょうか。	No. 157の回答をご参照ください。
162	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	51	別紙1	39	-	別紙1用語の定義集(五十音順)	不可抗力について、感染症等のパンデミックは、「その他の自然的又は人為的な事象のうち通常予見不可能なもの」に含まれるでしょうか。	新たな感染症等が発生した場合は、感染症の状況、法令・通達・ガイドライン等の新設又は変更の有無、本事業の履行への影響、損害又は増加費用の内容等を踏まえ、事業契約書の定めに従い、当市と民間事業者との協議により決定します。
163	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	59	別紙5 第1条			特別調査に係る費用	特別調査に係る費用は、別途、実績に応じて支払うと記載がありますが、特別調査に係る費用については、様式4-9-2の参考見積内訳書から除外してよろしいでしょうか。除外しない場合、記載すべき箇所をご教示ください。	様式4-9-2の改築設計業務に含めてください。また、特別調査にかかる費用は定額で記載するものとして様式集に記載いたします。ご指摘を踏まえて、上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)、上山市下水道施設包括的管理等事業様式集を修正します。
164	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	59	別紙5 第1条			特別調査に係る費用	特別調査に係る費用は、別途、実績に応じて支払うと記載がありますが、特別調査の方法は事業者の任意によるものと考えてよろしいでしょうか。	特別調査は、山形県県土整備部積算基準及び設計単価等決定要領に従い実施することとします。
165	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	61	別紙6		3条	保証債務の履行の請求	貴市が保証人に請求する場合は、事前に民間事業者と貴市の間で契約不適合責任に該当するのかが等、協議済の状態であり、その結果に基づき請求される理解でよろしいでしょうか。また、不適合対応を30日以上で実施することが貴市と民間事業者との協議で決まった場合、2項、3項の履行期限も貴市と民間事業者で決めた期限という理解でよろしいでしょうか。	契約不適合が疑われる場合、当市は必要に応じて民間事業者と契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等について確認又は協議しますが、保証人への保証債務履行請求は、民間事業者との協議成立を前提条件とするものではありません。
166	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	62	別紙6		4条	求償権の行使	「代位によって取得した権利」とは具体的に何を想定しているかをご教示頂けますでしょうか。	例えば、保証人が修補、代替物の引渡し、損害賠償金の支払等を行った場合に、当該履行に要した費用又は支払額について、民間事業者に対して求償する権利等が想定されます。
167	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	64	別紙7-1	2	(イ)	対価の支払い方法	サービス対価Aの対象となる改築工事業務とは、年度実施協定(改築工事業務)で締結した各工事であり、それらの完成は第44条で規定された検査での確認と理解しております。改築工事業務におけるサービス対価Aの請求について、第45条で規定された各業務完了証交付ではなく、第44条で規定された検査で完成が認められたら出来るという内容に変更頂けないでしょうか。	ご意見として承ります。
168	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	66	別紙7-1	2	(5)	サービス対価E	「修繕業務の対価は、各施設に係る第31条に基づく臨機の措置により実施される修繕業務の対価とあわせて、一事業年度あたり要求水準書別紙7別表14記載に定める年間上限額を上限とする」とありますが、第31条第5項において「民間事業者による一般的な管理行為に属するものとして当然に対価に含めることが適当でない」と認められる部分については、当市が当該部分に相当する合理的な費用を負担するものとし、当該費用の金額及び支払方法については、当市が民間事業者と協議により定めるものとする」とされていることから、第31条第5項に基づく費用については年間上限額を超えて請求できるという理解でよろしいでしょうか。	第31条第5項に基づく費用であることのみをもって、年間上限額を超えて請求できるものではありません。当市との協議により、当市が第三者へ別途発注する場合も想定されます。

上山市下水道施設包括的管理等事業募集要項等に関する質問及び意見等の回答

No.	資料名	該当箇所					質問及び意見	回答
		頁	章	節	項	項目名		
169	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	66	別紙7-1	2	(5)	サービス対価E	「提案書類に定める単価に基づき請求対象となる期間の修繕業務の実績に応じてサービス対価Eを算出し」とありますが、計画修繕及び突発修繕は、要求水準書別紙7に記載の通り、見積徴収の上、年間上限額の制限を設ける整理でよろしいでしょうか。	サービス対価Eに該当する修繕業務については、要求水準書別紙7において上限額を設定しております。計画修繕及び突発修繕については、要求水準書別紙7及び事業契約書第29条の定めに従い、修繕内容、実施時期及び費用について当市の承諾を得た上で実施するものとします。また、要求水準書の別紙7に記載の通り、修繕業務の着手前には修繕内容が分かる資料及び金額算定の根拠資料を提出いただく必要があり、1件あたり200万円(税込)を超える場合は複数社、200万円以下の場合は1社以上の見積書を添付するものとしております。
170	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	66	別紙7-1	2	(4)	サービス対価D	事業契約書(案)別紙7-1において、サービス対価D(住民対応等業務)は、実績発生時に「提案書類に定める単価」に基づき精算するものとされていますが、様式4-9-2 参考見積書には業務数量(件/年)が記載されています。参考見積書に記載の業務数量を用い、想定単価×想定数量により、概算金額で提案を行うと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。住民対応等業務の想定数量については、要求水準書第3章第4節「管路施設維持管理業務」の「住民対応等業務」において、年間10件程度(公共下水道9件、農業集落排水1件)と記載しています。提案時には、参考見積書に記載された業務数量を用い、住民対応等業務単価に当該想定数量を乗じることにより、サービス対価Dの概算金額を算出してください。ただし、サービス対価Dは実績精算の対象であり、契約後は、事業契約書別紙7-1に基づき、提案書類に定める単価及び実際の業務実績に応じて支払うものとします。想定数量は、実際の発生件数を保証するものではありません。
171	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	66	別紙7-1	2	(2)	サービス対価B	2(2)イにおいて、初年度の支払について、12月末支払いは9月～12月分の4か月分、3月末は1月～3月分と料思しますが、業務完了後の請求とすると、12月末支払いは1月末支払い、3月末支払いは4月末支払いと読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ご指摘を踏まえて、上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書の当該箇所を修正します。
172	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	67	別紙7-1	4	(1)	サービス対価の改定及び変更	サービス対価の算定・改定条件について、要求水準書や様式集などの資料間で現時点においては整理が難しい点においては、受託後、契約締結までの協議の中で前提や条件の見直しを行うことが可能との理解でよろしいでしょうか。	優先交渉権者選定後、契約締結までの協議において、資料間の疑義又は不整合について確認・協議を実施することはありませんが、当該協議は契約内容の明確化を目的とするものであり、価格評価に影響し得るサービス対価の算定方法、改定条件、提案単価又は提案金額等の前提条件を任意に見直すことを認めるものではありません。契約締結後のサービス対価の改定又は変更は、事業契約書(案)に定める手続に従うものとします。
173	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	67	別紙7-1	4	(1)	物価変動等による改定	電力費の改定について、現行資料では燃料費調整額のみを変動対象とする整理となっていますが、電力会社は電源構成の変化等に応じて、基本料金・従量料金・燃料費調整額の構成比率自体を変更することがあります。この場合、燃料費調整額のみを改定対象とすると、発注者側が過払いとなる可能性があります。また、再エネ賦課金は毎年度、国が一律に定めるものであり、事業者の創意工夫で対応できる性質のものではありません。以上を踏まえ、電力費の改定については、特定の要素に限定するのではなく、電力料金を構成する全ての要素(基本料金、従量料金、燃料費調整額、再エネ賦課金)を変動対象としていただけますでしょうか。	基本料金、電力量料金単価、燃料費調整単価、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の全てを変動対象として変更します。ご指摘を踏まえて、上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)を修正します。
174	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	67	別紙7-1	4	(1)	サービス対価の改定	事業契約書(案)第7章4.(1)「物価変動等による改定」では、電力費の第1回目の改定時期を「供給事業者との契約締結時」とする整理となっています。しかし、この整理では、改定の基準となる燃料費調整額等が、令和9年9月時点の数値を指すこととなり、現段階(提案時点)では事業者が当該数値を判別・予測することができない状況となります。内閣府が示すPFI事業に関する通達(https://www8.cao.go.jp/pfi/hourei/tsuutatsu/pdf/pfi_jimuren_r060703.pdf)においては、価格変動リスクの算定にあたっては、基準日をできるだけ前倒しし、事業者が合理的に把握可能な指標を用いることが求められています。以上を踏まえ、電力費改定の基準日については、公告時点を予定価格算出時期と捉え、当該時点から過去1年間の平均値を基準とするなど、事業者が提案時に客観的に把握可能な指標へ見直ししていただけますでしょうか。	電力費の第1回目の改定時の基準を公募開始時点とし、過去1年間の平均値を算出するものとします。ご指摘を踏まえて、上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)を修正します。
175	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	67	別紙7-1	4	(1)	サービス対価の改定	適用する指標の、直近1年の変動率が、±1%に満たない場合、かつ直近の改定からの累積が±1.5%に満たない場合は改定しないこととし、これらをいずれかでも満たす場合にのみ改定を行うものとする、という理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)別紙7-1「4. サービス対価の改定及び変更」に定めるとおり、適用する指標について、毎年の変動率が±1%に満たず、かつ、直近の改定からの累積変動率が±1.5%に満たない場合は、サービス対価の改定は実施しません。一方、毎年の変動率が±1%以上となる場合、又は直近の改定からの累積変動率が±1.5%以上となる場合には、同別紙に定める算定方法に従い、改定を実施するものとします。

上山市下水道施設包括的管理等事業募集要項等に関する質問及び意見等の回答

No.	資料名	該当箇所					質問及び意見	回答
		頁	章	節	項	項目名		
176	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	67	別紙7-1	4	(1)	①調達管理業務のうち電力費について	「エ 改定対象年度の前年度の4月から3月までに公表された指数の平均値に基づき、下記計算式により算定した金額に見直しを行い、同3月までに改定対象年度におけるサービス対価を確定する。改定したサービス対価は、改定年度の4月以降の支払に反映させる。」とありますが、改定対象年度を「A年度」とすると、金額の見直しの算定には、「A-1年度の4月から3月」までに公表された指数の平均値を使用することになりますが、一般的には、A-1年度の3月時点では指数は出揃いません。委託料改定の協議には時間がかかることと、3月までに改定対象年度におけるサービス対価を確定することを踏まえて、『A-1年度の2月末時点で公表されている指数のうち、採用する全ての指標に共通して入手可能な最新月を基準月とし、当該基準月を終端とする連続12か月の指数平均を用いる。』としてはいかがでしょうか。	ご意見として承ります。
177	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	67	別紙7-1	4	(1)	②それ以外の費用について	「ウ 改定対象年度の前事業年度の4月から3月までに公表された指数の平均値に基づき、下記計算式により算定した金額に見直しを行い、同3月までに改定対象年度におけるサービス対価を確定する。改定したサービス対価は、改定年度の4月以降の支払に反映させる。」とありますが、改定対象年度を「A年度」とすると、金額の見直しの算定には、「A-1年度の4月から3月」までに公表された指数の平均値を使用することになりますが、一般的には、A-1年度の3月時点では指数は出揃いません。委託料改定の協議には時間がかかることと、3月までに改定対象年度におけるサービス対価を確定することを踏まえて、『A-1年度の2月末時点で公表されている指数のうち、採用する全ての指標に共通して入手可能な最新月を基準月とし、当該基準月を終端とする連続12か月の指数平均を用いる。』としてはいかがでしょうか。	ご意見として承ります。
178	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	68	別紙7-1	4	(1)	表 サービス対価の改定の指標	「サービス対価の改定の指標」表に記載されている「変動対象」について、事業契約書(案)本文や様式集、募集要項等を確認した限りでは、その用語の定義や整理の考え方が明確に読み取れません。例えば、「その他の業務」に関して記載されている「諸経費・その他」といった変動対象については、様式集等における費用内訳との関係が分かりにくいです。本表における「変動対象」の考え方や位置付け、ならびに他資料との対応関係について、補足的にご説明いただけますでしょうか。	対象業務のうち、変動対象としてみる主要な費用を示したものです。ご指摘を踏まえて、上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)を修正します。
179	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	68	別紙7-1	4	(1)	表 サービス対価の改定の指標	表内の種類：サービス対価Bにおける、変動対象：人件費とは、運転操作監視業務を示しているのでしょうか。	No. 178の回答をご参照ください。
180	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	68	別紙7-1	4	(1)	表 サービス対価の改定の指標	表内の種類：サービス対価Bにおける、変動対象：保守点検費とは、保守点検業務を示しているのでしょうか。	No. 178の回答をご参照ください。
181	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	68	別紙7-1	4	(1)	表 サービス対価の改定の指標	表内の種類：サービス対価B 情報管理業務について、要求水準書において“管理業務全般に関するデータ等を記録し保管”が求められていることから、当該業務は人件費に相当する要素が大きいものと認識しております。つきましては、当該業務の特性を踏まえ、変動対象を「人件費」とした指標設定としていただきたくご検討をお願いいたします。	人件費として設定します。ご指摘を踏まえて、上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)を修正します。
182	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	68	別紙7-1	4	(1)	サービス対価の改定	人件費の改定指標として用いられている毎月勤労統計調査は、12月等の賞与支給月に数値が高く、それ以外の月は低くなるという強い季節性を有する指標です。事業契約書(案)第7章4. (1)「物価変動等による改定」の整理では、第1回目の改定における基準値が、特定時点で公表されている数値となる読み方が可能ですが、例えば令和8年3月31日時点の数値を基準とした場合、賞与月を含まない相対的に低い指数が基準値となります。一方で、改定時点の指数は年平均値を用いる整理となっているため、基準値と改定時点の指数の比較が非対称となり、結果として改定率が過大となり、市にとって不利となる可能性があります。このため、第1回目の改定における基準期間についても、公告時点を予定価格算出時期と捉え、当該時点から過去1年間の平均値を基準値としていただけますでしょうか。	「「公募開始日である令和8年3月31日時点で公表されている直近」の指標」においては、直近12か月分の指数の平均値に基づくものとします。上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)を修正します。

上山市下水道施設包括的管理等事業募集要項等に関する質問及び意見等の回答

No.	資料名	該当箇所					質問及び意見	回答
		頁	章	節	項	項目名		
183	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	68	別紙7-1	4	(1)	サービス対価の改定	上記質問に記載の通り、人件費の改定指標として記載されている毎月勤労統計調査について、令和8年3月31日時点で公表されている直近の指標は、令和8年3月9日に公表されている2026年1月の速報値が94.7、令和8年2月25日に公表されている2025年12月の確報値が198.6です。本事業においては、2026年1月の速報値94.7を適用するという理解でよろしいでしょうか。仮に2026年1月の速報値94.7を適用した場合、年平均値との比較において、結果として貴市が過払いとなる可能性があります。一方で、2025年12月の確報値198.6を適用する場合には、令和10年4月以降のサービス対価の改定にて、年平均との比較により人件費が概ね半減となる可能性があり、結果として民間事業者からの提案価格が非常に高くなることが懸念されます。そのため、上記質問に記載のとおり、第1回目の改定における基準値についても、令和8年3月31日から遡って過去1年間の平均値を適用することを提案いたします。	「「公募開始日である令和8年3月31日時点で公表されている直近」の指標」においては、直近12か月分の指数の平均値に基づくものとします。上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)を修正します。
184	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	68	別紙7-1	4	(1)	別紙7-1 サービス対価の改訂指標	企業向けサービス価格指数「設備管理」とありますが、2015年基準の小類別「建物サービス」、品目「設備管理」が、品目の統合により2020年基準から小類別「建物サービス」となっています。これらの改定指標は、受託者との協議により変更できるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご指摘を踏まえて、上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)を修正します。
185	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	68～	別紙7-1	4	(1)	表 サービス対価の改定の指標	業務管理、危機管理対応、安全管理等については、物価改定の影響を受ける業務であると理解しております。事業契約書(案)p.68の「表 サービス対価の改定の指標」に当該業務が含まれていないので、ご確認いただけますでしょうか。	ご指摘を踏まえて、上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)を修正します。
186	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	68～	別紙7-1	4	(1)	表 サービス対価の改定の指標	電力費及び薬品費に加え、その他の調達管理業務も物価改定の影響を受ける業務であると理解しております。事業契約書(案)p.68の「表 サービス対価の改定の指標」に当該業務が含まれていないので、ご確認いただけますでしょうか。	電力費及び薬品費（次亜塩素酸ナトリウム、高分子凝集剤、固形塩素）以外の調達管理業務に該当する指標を設定します。ご指摘を踏まえて、上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)を修正します。
187	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	68～	別紙7-1	4	(1)	表 サービス対価の改定の指標	「変動対象」として「該当なし」の箇所がありますが、「該当なし」の箇所についても、物価変動による対価の見直しをする際の指標は後日、協議により決定するという理解でよろしいでしょうか。	該当なしの項目については、指標に基づく改定を行わないものとしております。
188	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	69	別紙7-1	4	(1)	改定指標	産業廃棄物等処分業務の変動対象が「人件費」と整理されています。一方、要求水準書の経費負担に関する別表では、当該業務の費用として、処分費、運搬費、事務管理費等が明示されており、人件費を主たる構成要素とする整理はされていません。産業廃棄物等処分業務は、外部委託単価や市場価格の影響を強く受ける業務であることから、人件費指数で改定を行うのではなく、企業サービス物価指数における「産業廃棄物」等の該当指数を用いて改定を行う方が、業務実態に即した整理と考えられます。	産業廃棄物等処分業務については、精算対象に変更します。ご指摘を踏まえて、上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)を修正します。
189	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	69	別紙7-1	4	(1)	改定指標	薬品費の物価変動対象として明示されている「化学薬品」は存在しておらず、代替として想定される「化学製品」の指数は、医薬品が約40%を占める構成となっており、薬価改定の影響等により下落傾向となる場合があるため、下水処理用薬品の実勢価格を適切に反映しない可能性があります。このため、薬品費については、契約時点で特定の指数を固定的に設定するのではなく、事業契約締結時に事業者と発注者の協議により、調達実態や実勢価格を踏まえた改定方法を定めていただけますか。	ご指摘を踏まえて、上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)を修正します。
190	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	69	別紙7-1	4	(1)	改定指標	修繕費の改定指標として「一般機器」が用いられています。しかし、「一般機器」は現在、統計上廃止・再編されており、長期にわたる本事業の改定指標として用いることは適切でないと考えます。一方、「はん用機器」は現在も継続的に公表されており、下水処理施設におけるポンプ、送風機等の修繕対象機器の価格動向を相対的に反映しやすい指標と考えられます。このため、修繕費の改定指標については、「一般機器」ではなく「はん用機器」を用いる整理とすることが妥当と考えます。	ご指摘を踏まえて、上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)を修正します。
191	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	69	別紙7-1	4	(1)	表 サービス対価の改定の指標	「緊急時対応業務」の「変動対象」に「該当」とありますが、「該当なし」と読み替えてよろしいでしょうか。	変動対象として設定し、人件費として設定します。ご指摘を踏まえて、上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)を修正します。
192	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	69	別紙7-1	4	(1)	表 サービス対価の改定の指標	「変動対象」として、サービス対価Bの「SPC組成・運営費用、公租公課の費用」については、69頁のサービス対価B、その他の業務に該当すると理解してよろしいでしょうか。	「SPC組成・運営費用、公租公課の費用」については、サービス対価Bに含むものとしており、その他業務に割り当てていただいで問題ありません。

上山市下水道施設包括的管理等事業募集要項等に関する質問及び意見等の回答

No.	資料名	該当箇所					質問及び意見	回答
		頁	章	節	項	項目名		
193	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	69	別紙7-1	4	(1)	表 サービス対価の改定の指標	浄化槽法第11条検査に係る業務については、様式集においては、浄化槽法第7条検査とあわせて区分・整理されているものと理解しております。 一方で、事業契約書(案)における「サービス対価の改定の指標」表では、浄化槽法第11条検査に対応する指標の記載が確認できません。 要求水準書に記載のとおり、浄化槽法第11条検査は県知事が定める単価に基づく業務であり、単価改定の影響を受ける性質の業務であることを踏まえると、サービス対価の改定(物価改定)の対象として整理されるべき業務と理解してよろしいでしょうか。	浄化槽法第11条検査に係る業務についても、変動対象として設定します。 ご指摘を踏まえて、上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)を修正します。
194	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	69	別紙7-1	4	(1)	表 サービス対価の改定の指標	事業契約書(案)に当該費用に係る指標の記載がありませんが、様式集の整理より、「共通」とされている費用はサービス対価Bに含まれ、物価改定の対象となるものと理解してよろしいでしょうか。	No.185の回答をご参照ください。
195	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	69	別紙7-1	4		表サービス対価の改定の指標	サービス対価C「工事管理業務」における変動対象として、人件費が対象とされていない理由についてご教示ください。	工事監理業務について、変動対象として設定します。 ご指摘を踏まえて、上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)を修正します。
196	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	70	別紙7-1	4		表サービス対価の改定の指標	サービス対価C「耐震診断業務」及び「耐震補強設計業務」における変動対象として、人件費が対象とされていない理由についてご教示ください。	耐震診断業務について、変動対象として設定します。 なお、耐震補強設計業務においては、耐震診断業務の結果に基づき、事業途中で積算、実施することとなるため改定を見込んでいません。
197	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	71	別紙7-1	4	(2)	流入量の変動に基づく変更	想定流入下水流量±3%超の場合に電力は精算対象とされていますが、薬品使用量や汚泥発生量も流入量に応じて使用量が変動します。変動要因が同じである以上、薬品費や汚泥処分費も電力と同様に精算対象としていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	薬品費についても、流入量の変動に基づき変更するものとします。 ご指摘を踏まえて、上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)を修正します。なお、汚泥処分費については精算対象として変更するため、流入量に基づく変更の対象とはしません。
198	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	72	別紙7-2			提案金額 (X)	「X:民間事業者が提案書類に記載した改築設計業務及び改築工事業務に係る対価の総合計額」とは、民間事業者が提案時に提出する【様式4-9-2】参考見積内訳書のサービス対価A(改築設計業務と改築工事業務)の総合計額と同義でしょうか。	ご理解のとおりです。
199	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	72	別紙7-2			予定金額 (Y)	「Y:当市が募集要項に記載した改築設計業務及び改築工事業務に対する予定金額の総合計額」とは、募集要項の7頁に記載されている、資本的支出にかかる費用の上限額と同義でしょうか。 募集要項7頁によると、本事業の提案見積の上限額内であれば収益的支出及び資本的支出の提案金額には上限が設定されておらず、それぞれの参考値から増減する可能性があるかと読み取れます。 民間事業者が提案する資本的支出の額が、募集要項に記載の資本的支出の見積上限額(参考)を上回るもしくは下回る場合、提案請負代金比率のYの値はどのように設定されますでしょうか。	提案請負代金比率は、民間事業者が提案書類に記載した改築設計業務及び改築工事業務に係る対価の総合計額Xを、当市が設定した予定金額Yで除して算定します。
200	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	76				別紙8 法令変更による損害等の負担割合	「4. 上記以外の法令等又は税制の変更若しくは新設の場合」について、事前に影響を想定することが難しい条件であることから、貴市との協議で決定するものとしていただけますか。	ご意見として承ります。
201	上山市下水道施設包括的管理等事業事業契約書(案)	78				別紙10 特許権等	【提案書類に基づき記載する】と記載ありますが、提案書類のどちらの様式に記載すればよろしいでしょうか。それとも、提案書類には記載せず、事業契約締結時までにお示しすればよろしいでしょうか。	専用の様式は設けていません。 応募者の任意で関連する提案様式に記載してください。
202	上山市下水道施設包括的管理等事業基本協定書(案)	2	3	2		基本的合意	提案書類が募集要項等に合致しない場合の取扱いについて、第13条第1項によると、募集要項等が優先して適用されるものとされています。 本項においては、この場合、貴市が「その裁量によりこれを判断する」とありますが、上記適用の優先順位を貴市のご判断により変更することができる、とのご趣旨でしょうか。募集要項の定め意義・優先性が実質的に無益化してしまうことを懸念して質問させていただく次第です。	第13条第1項に定める、基本協定、事業契約、要求水準書、募集要項等、提案書類の優先順位を、当市の判断により任意に変更できるという趣旨ではありません。
203	上山市下水道施設包括的管理等事業基本協定書(案)	2	3	3	-	基本的合意	”準備行為を行うものとする”とありますが、”行う事ができる”との解釈でよろしいでしょうか。その際、準備範囲の上限・市側の協力義務・不成立時の費用補填の有無の考え方についてご教示ください。	本事業のスケジュールを遵守するために必要な準備行為を、構成企業の責任及び費用で実施することを求めるものです。 準備範囲の上限を規定していませんが、募集要項の3-7優先交渉権者選定後の手続き、に示すSPCの設立、事業契約の締結準備、業務の引継ぎ、現地調査、市との協議を想定しております。 市側の協力義務や不成立時の費用補充の規定はありません。
204	上山市下水道施設包括的管理等事業基本協定書(案)	2			第4条	本協定の有効期間	本協定の有効期間は本協定締結の日から本事業開始日までではないでしょうか。	基本協定書の有効期間は、事業契約終了日までとなります。 事業期間における構成企業の役割、民間事業者の設立・維持、株主構成等を定めるものであるためです。
205	上山市下水道施設包括的管理等事業基本協定書(案)	2			第4条	本協定の有効期間	本協定の有効期間終了後も残存する条項について規定されています。 第10条の事業契約の解除と第11条の違約金請求はあくまで、本事業契約に関係する事項と考えますので、第10条、第11条が効力を有するのは無期限永久ではなく、事業契約の終了までとしていただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
206	上山市下水道施設包括的管理等事業基本協定書(案)	3	4	2		本協定の有効期間	本協定の有効期間終了後も残存する条項について規定されています。そのなかで第11条は違約金に関する内容となっていますが、同条は有効期間終了前に発生した権利義務が本協定の有効期間終了後も残存することを規定していると理解して相違ありませんでしょうか。	第11条は、本協定の有効期間終了後に、同条に基づく違約金又は損害賠償の請求・精算・回収等が必要となる場合に備えるものです。
207	上山市下水道施設包括的管理等事業基本協定書(案)	3	5	1		事業契約の締結	事業契約の締結の際、SPCが設立されていることが不可欠でしょうか。会社設立には3ヵ月程度時間を要すると考えております。	事業契約は当市と民間事業者(SPC)間で締結されるものであり、締結時点において、SPCが設立されていることが必要です。

上山市下水道施設包括的管理等事業募集要項等に関する質問及び意見等の回答

No.	資料名	該当箇所					質問及び意見	回答
		頁	章	節	項	項目名		
208	上山市下水道施設包括的管理等事業基本協定書(案)	3	7	1	3	民間事業者の設立	民間事業者の資本金について最低額が規定されていますが、増資による充足も認める旨の規定があります(第8条第2項)。事業期間中のいずれかの時点において、初期の資本金額を上回る場合は、本号の義務を満たすものと理解して相違ありませんでしょうか。資本金の最低額を満たすべき時点、期間等の制約がある場合はご教示ください。	資本金は応募者が最適と考える任意の金額としてご提案いただく形となりますので、計画貸借対照表にご記載の上、ご提出ください。
209	上山市下水道施設包括的管理等事業基本協定書(案)	3			第6条	(3) 構成企業の役割等	委託する業務のうち、改築設計業務、改築工事業務は事業契約締結後ではなく、各業務の都度覚書を締結するという理解でよろしいでしょうか。上記各業務は国補助金を使用するため、その配分如何で内容に変更が生じる可能性があり、これに連動して委託先も変動する可能性があると思料します。	基本協定書別紙2に記載すべき受託企業は、提案書類に記載された受託企業(構成企業及び民間事業者から直接受託し又は請け負う協力企業)となります。
210	上山市下水道施設包括的管理等事業基本協定書(案)	3			第6条	(3) 構成企業の役割等	民間事業者と「受託企業」間の契約を事業契約後速やかに締結することと記載御座いますが、締結時期は民間事業者と「受託企業」間の契約締結が実務上可能になったタイミングと理解してよろしいでしょうか。	基本協定別紙2で定める受託者(構成企業及び民間事業者から直接受託し又は請け負う協力企業)との締結は、事業契約締結後速やかに締結ください。
211	上山市下水道施設包括的管理等事業基本協定書(案)	3			第6条	(4) 構成企業の役割等	当該条項は各受託企業の義務ではなく、各受託企業に業務を適正かつ確実に実施させる構成企業の義務を定めたものという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
212	上山市下水道施設包括的管理等事業基本協定書(案)	4			第7条	3-(3) 民間事業者の設立	民間事業者の会社組織上の重要は変更はどの程度のものを指しているのかをご教示頂けますでしょうか。	前述している、事業の譲渡若しくは譲受、株式の併合、組織変更、合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付等を指しております。
213	上山市下水道施設包括的管理等事業基本協定書(案)	5			第9条	民間事業者の支援等	「構成企業は、提案書類に従い、民間事業者に出資し、民間事業者による借入その他の資金調達の実現のために最大限協力するものとする。」の「最大限の協力」とは具体的に何を指しているのかをご教示頂けますでしょうか。	例として、提案書類に従った出資や、金融機関との協議への協力、資金調達資料の作成の協力等が想定されます。
214	上山市下水道施設包括的管理等事業基本協定書(案)	7	11	2	-	違約金等	事業契約締結前の契約金額の定義についてご教示ください。	提案書類に記載された提案見積の金額となります。
215	上山市下水道施設包括的管理等事業基本協定書(案)	7	11	2		違約金等	いずれかの構成企業の責めに帰すべき事由により、事業契約が締結できない場合の規程がありますが、貴市の責めに帰すべき事由により、事業契約が締結できない場合は、同様に、構成企業は貴市に対して事業契約の契約金の10分の1に相当する額を違約金として請求できるとの理解でよろしいでしょうか。	いずれかの構成企業の責めに帰すべき事由により事業契約の締結に至らなかった場合に違約金を設定しております。
216	上山市下水道施設包括的管理等事業基本協定書(案)	7	11	4		違約金等	基本協定書(案)第11条において、「共同連帯して支払う」との記載がありますが、本規定は、応募グループとして支払義務を確保する趣旨のものであり、各構成員に一律に連帯債務としての法的責任を負わせることを必須とする趣旨ではないものと理解しております。	構成企業が共同連帯して違約金及び超過分の損害賠償金を支払うことを求めるものであり、当市がすべての構成企業に対し一律に請求することを定めるものではありません。
217	上山市下水道施設包括的管理等事業基本協定書(案)	7	12			事業契約不調の場合の処理	構成企業の責に帰すべき事由に起因して事業契約の締結に至らなかった場合に、構成企業に対して賠償義務が課されていること(第11条各項)も踏まえ、仮に貴市の責に帰すべき事由により事業契約の締結に至らなかった場合には、当該事由により構成企業に生じた損害について、貴市においてご賠償いただける取扱いとしていただきたく、検討をお願い申し上げます。	ご意見として承ります。
218	上山市下水道施設包括的管理等事業基本協定書(案)	8	13	1		本協定以外の規定の適用関係	本協定を含めた各公募書類の優劣が記載されていますが、別紙1の定義を確認しますと、(基本協定書案及び事業契約書案を除く、今回の各公募書類にかかる)質問回答書は「募集要項等」に含まれます。質問回答書は、各公募資料に対する貴市の見解を示したものになりますので回答内容如何によっては、要求水準書や本協定、事業契約等の解釈を変更する場合もあることを考えますと、本条項における優先関係の定めについては、「募集要項等」と包括するのではなく、募集要項と各公募書類にかかる各質問回答書とは別に優劣を明確にさせていただきたく、検討をお願い申し上げます。	原案のとおりとします。上山市下水道施設包括的管理等事業募集要項等に関する質問及び意見等の回答は、募集要項等の解釈の指針となるものですが、質問及び意見等の回答が募集要項等に優先することはないためです。なお、質問及び意見等の回答を踏まえて記載内容の修正がある場合は、募集要項等そのものの文章を修正します。
219	上山市下水道施設包括的管理等事業基本協定書(案)	8	14	3	(5)	秘密保持義務及び個人情報の取扱い	貴市が本事業に係る業務を民間事業者以外の第三者に委託する場合、第三者や選定する手続きにおける特定若しくは不特定のものに開示する旨が規定されていますが、上記開示対象者においても本条項の守秘義務を負わせたいうえで開示すると理解してよろしいでしょうか。また、民間事業者の提案に関連する内容を開示する場合には、開示する相手先及び内容について民間事業者へ事前に通知していただきたくお願いいたします。	当市が公募等のために何らかの情報を貸与する場合、貸与先に対しても守秘義務を課します。当市が委託を実施する場合には上山市業務委託契約約款を用い、同約款第19条において秘密の保持を明記しております。また、提案書類は、秘密情報として取り扱うものとします。
220	上山市下水道施設包括的管理等事業基本協定書(案)	8			第14条	1 秘密保持義務及び個人情報の取扱い	「秘密情報として受領した情報」に対し秘密保持義務が生じるが、市が秘密情報を開示する場合は媒体に秘密表示を付して開示される理解でよろしいでしょうか。	第14条3において秘密情報を開示する場合で、上山市情報公開条例によるもの場合、同条例に従って対応します。
221	上山市下水道施設包括的管理等事業基本協定書(案)	8			第14条	2 秘密保持義務及び個人情報の取扱い	「秘密情報によることなく開発、創造したもの」も秘密情報に含まれないことが妥当と考えますが、その理解でよろしいでしょうか。	ご指摘を踏まえて、「秘密情報によることなく開発、創造したもの」につきましては、秘密情報に含まないこととし、上山市下水道施設包括的管理等事業基本協定書(案)を修正します。
222	上山市下水道施設包括的管理等事業基本協定書(案)	8			第14条	3-(5) 秘密保持義務及び個人情報の取扱い	第三者には競合会社も想定されるため、情報を開示する前に市と民間事業者の間で開示が必要となる具体的な情報の確認や開示範囲等を協議の場が設けられるという理解でよろしいでしょうか。	第14条に記載の通り、相手方の事前の承諾なしに第三者(民間事業者及び他の構成企業を除く。)に開示しません。
223	上山市下水道施設包括的管理等事業基本協定書(案)	11	別紙2	-	-	業務委託・請負企業一覧	基本協定締結後に、対象企業を変更することは可能でしょうか。	構成企業は民間事業者の株主であるため、変更する場合には、基本協定第8条第3項第2号に基づく当市の事前の書面による承諾が必要であるほか、同項第3号に定める株主誓約書の提出が必要です。また、委託業務の内容を変更する場合は、基本協定第6条に定めるとおり、当市との間で書面により別途合意することが必要です。

上山市下水道施設包括的管理等事業募集要項等に関する質問及び意見等の回答

No.	資料名	該当箇所					質問及び意見	回答
		頁	章	節	項	項目名		
224	上山市下水道施設包括的管理等事業基本協定書(案)	-	-	-	-	全体的に	基本協定書(案)においても、事業契約書(案) 第95条(その他)の条文を追加してはいかがでしょうか。	ご意見として承ります。
225	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	4	1	5	(1)	業務内容	表2業務内容に記載されている産業廃棄物等処分業務の対象施設・事業に農業集落排水施設が含まれておりますが、64ページの別紙5[経費区分と支払額の考え方]では農業集落排水処理施設の余剰汚泥運搬処分は貴市の負担区分となっておりますので、この場合別紙5が正と理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
226	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	4	1	5	-	業務内容	「管路施設維持管理業務」の住民対応等業務、修繕業務、産業廃棄物等処分業務に関しまして、直近5年間の市の実績値をご教示ください。	別途、開示資料として提示します。 なお、「管路施設維持管理業務」の住民対応等業務については、直近5年の実績では緊急2件/年、通常0.6=1件/年となっております。
227	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	6	2	1	(4)	処理場施設等更新・耐震化業務の業務責任者の要件	当該業務責任者の業務範囲は「計画作成、改築設計、改築工事、耐震診断、耐震補強設計、工事監理」と広範であり、これら全ての経験を有する技術者は現在の民間市場において極めて限られるため、本案件における競争性を確保する観点から「処理場施設の下水道ストックマネジメント計画作成に係る業務経験」については、①当該業務責任者または②ストックマネジメント計画作成業務を民間事業者から受託する構成企業に配置する業務責任者が有することで問題ないでしょうか。	処理場施設等更新・耐震化業務の業務責任者については、副業務責任者を追加で配置し、直接的な雇用関係にある業務責任者と副業務責任者の二人により要件を満たせばよいものとします。 ご指摘を踏まえて、上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書を修正します。
228	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	6	2	1	(4)	処理場施設等更新・耐震化業務の業務責任者の要件	当該業務責任者の業務範囲は「計画作成、政策設計、政策工事、耐震診断、耐震補強設計、工事監理」と広範であり、これら全ての経験を有する技術者は現在の民間市場において極めて限られるため、本案件における競争性を確保する観点から、「処理場施設の下水道ストックマネジメント計画作成に係る業務経験」については、①当該業務責任者または②ストックマネジメント計画作成業務を民間事業者から受託する構成企業に配置する業務責任者が有することで問題ないでしょうか。	No. 227の回答をご参照ください。
229	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	6	2	1	(4)	処理場施設等更新・耐震化業務の業務責任者の要件	当該業務責任者の業務範囲は「計画作成、改築設計、改築工事、耐震診断、耐震補強設計、工事監理」と広範であり、これら全ての経験を有する技術者は現在の民間市場において極めて限られるため、本案件における競争性を確保する観点から「処理場施設の下水道ストックマネジメント計画作成に係る業務経験」については、①当該業務責任者または②ストックマネジメント計画作成業務を民間事業者から受託する構成企業に配置する業務責任者が有することで問題ないでしょうか。	No. 227の回答をご参照ください。
230	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	6	2	1	(2)	総括責任者の要件	本事業の応募段階においては、総括責任者は応募企業(代表企業又は構成企業)に直接雇用されている者を配置することという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
231	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	6	2	1	(2)～(6)	責任者の要件	要件に記載された「直接的な雇用関係」とは、特別目的会社に出資する代表企業または構成企業との直接的な雇用関係との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
232	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	7	2	1	(7)	総括責任者の責務	3項の「定期的(毎月)に当市に報告」することと、4項の「月間業務実施報告書の提出後、総括責任者同席による定例会議を開催」するのは同義と考え、定例会議の形態や参加者については、事業実施計画書においてご提案ください。 また、4項の「総括責任者同席による定例会議」について、総括責任者は対面での参加を原則としつつ、コストの削減のためWEB会議も併設し、議題によっては各業務責任者や受託企業の担当者が参加することを提案することも可能でしょうか。	3項の「定期的(毎月)に当市に報告」と、4項の「月間業務実施報告書の提出後、総括責任者同席による定例会議を開催」は同義と考え、定例会議の形態や参加者については、事業実施計画書においてご提案ください。
233	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	8	2	1	(10)	事務所の設置	「上山市浄水センターの管理棟内に事務所を設置する場合、民間事業者は当市の承諾を得るものとする。」とありますが、SPCの本店を管理棟内に設置することは承諾いただけますでしょうか。 ご承諾いただけない場合は、別に設置場所を用意する必要があり、コスト増の可能性がります。	事務所の設置計画を当市で確認の上、適切と認められる場合には承諾します。
234	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	8	2	1	(8)	有資格者の配置	1項の電気主任技術者の選任について、常駐を想定されていますか。みなし設置者制度活用による外部委託も可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
235	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	8	2	1	(8)	有資格者の配置	これら資格者に関しては、運転維持管理受託企業のみを求めるのではなく応募グループ全体の要件と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
236	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	9	2	1	(12)	財務に関する事項	「本事業のうち、①処理場施設等運転・維持管理業務及び管路施設維持管理業務、②処理場施設等更新・耐震化業務及び管路施設更新支援業務、③浄化槽管理業務、④附帯事業、⑤任意事業における会計・財務諸表はそれぞれ独立してとりまとめること。」の記載について、報告は売上高・売上原価・粗利の区分で、経営の健全性をお示しすることを想定しています。この区分で差し支えないでしょうか。	各事業の会計・財務諸表については、販売費及び一般管理費も考慮した営業利益まで報告をお願いします。 なお、共通費の配賦を実施する場合には配賦の考え方を、配賦することが困難な全社費用については、その内容を合わせて報告をお願いします。
237	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	9	2	1	(12)	財務に関する事項	表3に「株主総会議事録及び議事録要旨」ならびに「取締役会議事録及び議事録要旨」の提出について記載がございますが、株主総会議事録および取締役会議事録は、会社内部のガバナンスに関する重要情報を含みますので、削除いただけないでしょうか。 特に、取締役会議事録については、会社法第371条に「閲覧又は謄写の請求」について記載があり、本事業で設立するSPCのような監査役設置会社の場合、「株主」であっても「裁判所の許可を得て」請求する書類に相当します。法の趣旨を鑑みてご理解いただきたくお願いいたします。	ご指摘を踏まえて、上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書を修正します。 ただし、運営に関する重要な意思決定を行った場合、当該決定内容の概要(取締役会又は株主総会の決議内容を含む)について、適宜報告してください。

上山市下水道施設包括的管理等事業募集要項等に関する質問及び意見等の回答

No.	資料名	該当箇所					質問及び意見	回答
		頁	章	節	項	項目名		
238	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	9	2	1	(12)	財務に関する事項	表3に「その他当市が必要とする書類」とありますが、具体的にどのような書類を想定されているかご教示ください。 また、契約締結後に指示があった場合については、提出の可否を協議させていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	現時点で具体的に想定する書類はありませんが、契約締結後に協議のうえ提出してください。
239	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	10	2	1	(1)	事業実施計画書の提出	提案書提出時に、様式4-4-4を提案書提出時に提出しますが、これと同じものと考えてよろしいでしょうか。	事業実施計画書に記載している「民間事業者の事業期間中の収支計画(予定財務諸表)」については、様式4-4-4計画貸借対照表、様式4-4-5計画損益計算書、様式4-4-6計画キャッシュフロー計算書と同じものと捉えていただいで問題ありません。 なお、記載内容については、契約交渉に基づき合意された事項を必要に応じて反映したものとしてください。
240	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	10	2	2	(1)	事業実施計画書の提出	モニタリング基本計画書は、今後公開されるご予定でしょうか。	モニタリング基本計画書の公開は予定していませんので、要求水準書に基づき、モニタリング基本計画書を作成ください。
241	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	10	2	2	(1)	事業実施計画書の提出	事業実施計画書の記載事項に、「本事業を実施する民間事業者が、特別目的会社の構成企業以外の民間企業に委託又は請け負わせる再委託を予定している業務と委託先」とありますが、事業開始時点では10年に渡る事業期間中の委託先を明示することは困難です。本記載については記載対象外として頂けないでしょうか 記載が必須の場合、事業期間中に変更することが可能との理解で宜しいでしょうか。特に改築工事業務の場合は国補助金の配分等によりその内容に変更が生じる可能性もあり、これに連動して委託先も変動する可能性があると思料します。	応募時点で予定している再委託先を記入ください。 事業期間中の変更も可能です。
242	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	10	2	(2)	1)	事業実施計画書の提出	『年間運営計画書の提出』に関連して質問いたします。この規定に基づき提出する『年間運営計画書』は、処理場施設等だけでなく、『管路施設維持管理業務』についても対象に含まれるという認識でよろしいでしょうか？ 含まれる場合は管路施設維持管理業務として必要な項目をご教示頂きたいです。	年間運営計画書に記載する業務の対象としては、ご認識のとおり管路施設維持管理業務も含まれます。 本文のとおり、目標水準、計画数量、業務内容、実施スケジュール等を記載ください。
243	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	11	2	2	(5)	個別業務に係る提出書類	「民間事業者は、別紙3に示す個別業務の実施にあたっては表5に示す書類を当市に提出すること。」とあり、処理場施設等更新・耐震化業務が対象とされています。第2章2節(1)～(4)に記載の要求水準は、別紙3表5の個別業務の対象以外に対するものという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
244	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	12	2	3	(2)	当市によるモニタリングの実施方法	表6によると、モニタリング方法は承諾を含むものとされています。通常業務で行う貴市の承諾行為とは別で、モニタリングとして承諾することを想定していますでしょうか。貴市側の業務の負担も鑑み、通常業務における承諾とモニタリングによる承諾は同一のものとするか、モニタリングからは承諾を除外頂くことを希望します。	通常業務における承諾とモニタリングによる承諾は同一のものとしします。
245	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	12	2	3	(2)	当市によるモニタリング	表6記載の貴市によるモニタリングの実施時期、モニタリング方法については、最低限の内容であり、実施頻度等記載無い事項は提案様式4-5で詳細に示すものとすると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
246	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	13	2	3	(2)	表6 当市によるモニタリングの実施	工事施工中のモニタリング方法に記載されている「製作図及び施工図等の提出、承諾」における「製作図」は、機器の外形、主要寸法、仕様、接続条件等が確認できる一般的な図面を想定したものであり、メーカーの固有ノウハウに関わる製造のための詳細設計図までの提出を求めるものではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
247	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	16	2	6	(3)	労働災害防止	(3)労働災害防止及び(4)講習災害防止の記載内容が重複しています。	ご指摘を踏まえて、上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書を修正します。
248	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	19	2	11		準拠図書	本項に記載の準拠図書に関して、実際に業務を実施する際の適用仕様は協議可能と理解してよろしいでしょうか。性能発注の考え方に基づき、本事業に適切な仕様を適宜検討することが望ましいと考えています。	本項に記載の準拠図書の適用を見直す場合、見直しの理由等について適宜協議するようお願いいたします。
249	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	19	2	11		準拠図書	日本下水道事業団の機械設備工事必携(施工編)が準拠図書となっていますが、同機械設備工事一般仕様書や同標準仕様書は準拠図書に含まれていません。この意図としては、水の官民連携事業として民間事業者の創意工夫やノウハウ等の活用による費用縮減を目的としていることから、適用する仕様については、日本下水道事業団の一般仕様書や標準仕様書に依らないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
250	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	19	2	11		準拠図書	本節に記載されている各種指針・仕様書等について、本事業はWPPP事業として民間事業者の創意工夫や技術提案を活用することを目的としていることから、当該図書は必ずしも一律に準拠することを求めているものではなく、原則として参考図書として位置付け、要求水準を満足する範囲で民間事業者の提案により内容の選定・代替を行うことが認められるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
251	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	23	3	1	(3)	処理場施設等更新・耐震化業務、管路施設更新支援業務に関する責務	「②処理場施設等更新・耐震化業務の実施にあたっては、耐水化等の災害対策の推進や広域化・共同化等、関連計画との整合性を図ること。」とありますが、貴市で計画済みの内容について明示頂けますでしょうか。	開示資料をご参照ください。

上山市下水道施設包括的管理等事業募集要項等に関する質問及び意見等の回答

No.	資料名	該当箇所					質問及び意見	回答
		頁	章	節	項	項目名		
252	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	23	3	1	(3)	処理場施設等更新・耐震化業務、管路施設更新支援業務に関する責務	④で求められている「技術士（上下水道部門一下水道）の資格を有する管理技術者、照査技術者の配置」については、当該業務を民間事業者から受託する企業に配置するという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
253	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	25	3	2	(1)	表10	備考欄に記載がある「当市が実施する測定値とする」について、貴市でも農集の放流水を貴市負担で別途測定されるとの認識でよろしいでしょうか。	当市による測定は実施しません。ご指摘を踏まえて、上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書を修正します。
254	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	26	3	2	(1)	5)その他の運転管理	「汚泥系施設の停止時における残泥処理及び、清掃を行うこと」について、汚泥系施設の停止時における残土処理、清掃に関する具体的な方針（必要性、作業水準等）について都度状況に適した合理的な方法を貴市と合意のうえ決定するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
255	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	27	3	2	(4)	調達管理計画の策定	3項ユーティリティ等の想定使用量は、あくまで参考値であって契約上の制約を生じるものではないと考えてよろしいでしょうか。	ユーティリティ等の使用量については、想定流入水量から算出した想定量であり、契約上の制約を設けるものではありません。
256	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	28	3	2	(6)	産業廃棄物等処分業務	発生した廃棄物について、排出事業者は貴市及びSPCのどちらになりますか。排出事業者が貴市である場合は、運搬・処分業者との契約締結の際は、貴市、SPC及び運搬・処分業者との複数者契約を締結するものと考えてよろしいでしょうか。	排出事業者はSPCとなりますので、SPCから収集運搬・処分業者と契約することとします。
257	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	28	3	2	(5)	情報管理業務	処理場の情報管理は受託者で行い、市への提出は必要ないでしょうか。	事業実施期間中の提出書類として、月間業務実施報告書、年間業務実施報告書としての提出は不要ですが、当市が実施する業務で必要となった場合や本事業の終了時の業務引継ぎ時には情報提供をお願いします。
258	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	29	3	2	(8)	保安管理業務	機械警備の範囲は、上山市浄水センターのみとの理解でよろしいでしょうか。現在、上山市浄水センターにおいて、機械警備は既存契約により実施されていますでしょうか。既存で実施されている場合、下記3点についてご教示ください。 (1) 警備対象範囲（建屋、設備等の範囲） (2) 契約形態（参考情報としての概要） (3) 本事業開始時における引継ぎの有無	機械警備は実施しないこととします。ご指摘を踏まえて、上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書を修正します。
259	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	29	3	2	(7)	緊急時対応業務	当市内で震度4以上の地震が発生した場合に、速やかに緊急点検を実施するのは浄水センター及び農業集落排水処理施設が範囲と理解してよろしいでしょうか。また、震度計の設置場所をご教示願います。	緊急点検の範囲については、ご理解のとおりです。震度計は上山市役所敷地内に設置されています。
260	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	30	3	3	(3)	改築計画の作成	改築対象施設の中で、優先順位や実施時期は、ストックマネジメント結果と年度協議により決定するという理解でよろしいでしょうか。また、提案時の改築時期は拘束条件ではなく、目安と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
261	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	30	3	3	(3)	改築計画の作成	提案書に記載する改築計画・実施時期は、補助金の交付額や協議結果を前提とした計画であり、無条件に実施義務を負うものではないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
262	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	30	3	3	(3)	改築計画の作成	想定を超える老朽化進行により、要求水準の維持が困難となる場合、更新対象機器を追加するといった協議は可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
263	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	31	3	3	(5)	耐震補強設計業務	”実施年度は、業務実施の前年度に当市と民間事業者の協議により決定する。”とあるため早くて令和10年からの実施と考えられますが、令和9年度9月から協議し、同年度からの業務開始は可能でしょうか。	耐震補強設計を実施する場合、その実施前に耐震診断を終える必要があるため、令和9年度の業務開始は困難であると考えています。
264	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	31	3	3	(4)	耐震診断業務	”実施年度は、業務実施の前年度に当市と民間事業者の協議により決定する。”とあるため早くて令和10年からの実施と考えられますが、令和9年度9月から協議し、同年度からの業務開始は可能でしょうか。	耐震診断業務については、令和9年度国費要望に含めていますが、国費の内示額に応じて令和9年度の実施の可否を判断します。
265	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	31	3	3	(4)	耐震診断業務	別紙14に従い耐震診断を実施することとありますが、ストックマネジメント計画と一体的な検討が必要となることから、耐震化事業においてもスケジュールの見直しが望ましいと考えます。ストックマネジメント計画策定時点で別紙14の対象施設について変更を提案することは可能でしょうか。	現時点では、別紙14に示す施設の実施を想定しています。
266	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	31	3	3	(3)	改築工事業務	改築工事実施にあたり、事業者による書面でのアスベスト調査やPCB含有調査の結果、アスベストやPCBの含有またはその可能性がある場合の採取、分析調査、撤去費用（PCBは貴市指定場所までの運搬まで）は設計変更対象という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
267	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	31	3	3	(2)	令和9年度実施業務	令和9年度に実施する業務に関する社会資本整備総合交付金の申請は令和8年度に実施済みという理解でよろしいでしょうか。	令和9年度に実施する業務に関する社会資本整備総合交付金は、令和8年度に予算要望しますが、内示額に応じた交付申請手続きは令和9年度に行います。
268	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	31	3	3	(2)	改築設計業務	改築設計業務とは、改築更新対象設備に対する、実施設計（基本設計）、実施設計（詳細設計）及び 詳細設計に基づく積算作業 との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
269	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	31	3	3	(2)	令和9年度実施の改築設計業務	令和9年度実施：監視制御設備更新実施設計（詳細設計）について、公開資料の04ストマネ計画：第4回変更に記載がありませんが、こちらは、令和8年度中に、貴市にて現ストマネ計画を修正し、監視制御設備更新実施設計（詳細設計）を追加いただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

上山市下水道施設包括的管理等事業募集要項等に関する質問及び意見等の回答

No.	資料名	該当箇所					質問及び意見	回答
		頁	章	節	項	項目名		
270	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	31	3	3	(2)	改築設計業務	令和9年度実施の消化槽改築実施設計（基本設計）及び監視制御設備更新実施設計（詳細設計）に関する委託費は、貴市にて算出し、令和9年度予算として計上予定との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
271	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	31	3	3	(1)	ストックマネジメント修繕・改築計画の作成	分解整備調査は別途、修繕業務として精算する。とありますが、別表 14 修繕業務の年間上限額範囲内で対応となりますでしょうか。	ご理解のとおりです。
272	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	32	3	3	(6)	工事監理業務	改築工事の工事監理は、改築工事を行う構成企業以外のものがあることと、とされていますが、構成企業の中で工事を行わない企業が監理することは問題ないと考えてよいでしょうか。（なお、P103_3（1）項では、「民間事業者のうち工事監理を行うもの（以下、「工事監理者」という）」と記載されているので、構成企業の中で工事を行わない者であればよいと考えています。）	ご理解のとおりです。 ご指摘を踏まえて、上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書を修正します。
273	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	32	3	4	(1)	KPIの設定	業務改善計画の内容にはKPIの再提案も含まれるとの解釈でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
274	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	32	3	4	(1)	KPIの設定	「（1）KPIの設定」の年間道路陥没箇所数、管路詰まり年間発生件数、マンホール蓋年間不具合発生件数等に関しまして、直近5年間の市の実績値をご教示ください。	別途、開示資料として提示します。
275	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	32	3	4	1)	住民対応業務	住民対応業務における連絡体制および費用負担の考え方について確認させてください。 本要件では、本市および住民からの連絡を踏まえて現地確認や対応を行うとされていますが、具体的な連絡フロー（住民→本市→民間事業者、または直接連絡等）についてご教示ください。 また、住民対応に起因する対応のうち、原因が民間事業者に起因しない場合の対応費用については、別途協議・精算となる認識でよろしいでしょうか。 あわせて、休日・夜間における初動対応について、 ・一次受付および初期対応は本市にて実施されるのか ・その後の対応要否の判断および出動要請の流れ について、基本的な考え方をご教示ください。	休日・夜間も含めて住民からの連絡は本市が受け、対応の要否を判断したうえで民間事業者に対応を依頼します。 また、住民対応については、本市との協議のうえで精算の対象となります。
276	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	32	3	4	2)	計画的維持管理業務	令和9年度における管路施設の点検・調査業務の取扱いについて確認させてください。 要求水準書および別紙17では、「令和9年度は既存のストックマネジメント計画に基づき点検調査を実施する」との記載がありますが、これまでのヒアリングにおいては、令和9年9月の事業開始以降の期間については、点検・調査業務は別途発注とする想定であると認識しておりました。 この点について、令和9年度（特に事業開始後の9月以降）において、本事業に管路の点検・調査業務が含まれるのか、ご教示ください。	別紙17記載のとおり、令和9年度は既存のストックマネジメント計画に基づき、本事業で点検・調査を行います。
277	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	32	3	(4)	1)	KPIの設定	管路施設維持管理業務におけるKPIの設定について確認させてください。 本業務は、施設の老朽度や周辺環境などの影響を受けやすい性質があるため、短期間（最初の3年間）の実績をもとに、その後7年間の評価指標を設定することは難しい面があると考えております。 そのため、管路施設維持管理業務については、KPIを必須とせず、要求水準の達成状況やモニタリングにより評価する考え方もあるのではないかと考えますが、そのような整理は可能でしょうか。 また、KPIを設定する場合には、結果として現れる数値だけで評価するのではなく、 ・計画どおりに点検や修繕が実施されているか ・予防保全の取組が適切に行われているか といった、業務の進め方や取組状況を評価する指標とすることが望ましいと考えますが、そのような考え方は可能でしょうか。	KPIは民間事業者の提案に基づき市との協議により決定することとしており、お考えの内容も提案に含めることは可能です。
278	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	33	3	4	(3)	1) 現地確認、事故対応	「必要に応じて緊急的なマンホールポンプの引き上げ、洗浄作業を行うこと、その際、ポンプの点検及び制御盤内の点検は行わない」について、もし苦情、事故の原因がマンホールポンプ又は制御盤内の問題であることが疑われる場合は、別項記載の「処理場施設等運転・維持管理業務」の業務範囲として実施するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
279	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	34	3	4	(6)	情報管理	市へのデータ等の記録、提出の頻度は、当該年度データを翌年度の4月中に一度のイメージでよいでしょうか。	ご理解のとおりです。

上山市下水道施設包括的管理等事業募集要項等に関する質問及び意見等の回答

No.	資料名	該当箇所					質問及び意見	回答
		頁	章	節	項	項目名		
280	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	34	3	4	6)		<p>管路施設におけるデータ管理について確認させてください。</p> <p>本要件では、「当市が保有する管路台帳システムへのデータ取り込みを想定した形態とする」とされていますが、具体的なデータ形式や項目、提出方法等については、事業実施計画書にて協議・決定するものと理解しております。</p> <p>一方で、データ形式や連携方法によっては、システム対応や業務フローに大きく影響する可能性があるため、提案段階で一定の前提条件を把握しておく必要があると考えております。</p> <p>つきましては、以下の点についてご教示ください。</p> <p>① 管路台帳システムの概要（使用システム、データ形式、連携方法等）について、現時点で提示可能な情報はるか ② データ取り込みにあたっての具体的なフォーマットや仕様がある場合、事前に開示いただくことは可能か ③ システム連携に係る対応範囲（データ整形・変換・登録作業等）の役割分担についての基本的な考え方</p>	<p>①システムの仕様書について、別途、開示資料として提示します。 ②様式等の事前提供は可能ですので、別途、開示資料として提示します。 ③システム連携に係る対応範囲については、民間事業者に日常維持管理情報（清掃対応等）の履歴を更新いただき、管路施設点検・調査記録をアップデートすることを予定しています。</p>
281	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	34	3	5	2)	ストックマネジメント計画作成業務	<p>ストックマネジメント計画における修繕の取扱いについて確認させてください。</p> <p>突発修繕以外の計画修繕(スマネ)についてはSPC側での対応はないという認識であってますか？仮にSPC側で対応ありの場合、計画修繕の定義に該当するのでしょうか？</p>	<p>管渠の計画修繕については、事業期間中に作成するストックマネジメント修繕・改築計画に基づき、本事業内で実施します。 ご指摘を踏まえて、上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書を修正します。</p>
282	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	35	3	5	(3)	ストックマネジメント修繕・改築計画の作成	<p>令和9年度実施分についての既存情報は、貴市より提供されるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
283	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	35	3	5	(2)	ストックマネジメント点検・調査計画の作成	<p>令和9年度実施分についての既存情報は、貴市より提供されるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
284	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	35	3	5	(1)	ストックマネジメント計画作成業務	<p>「表14ストックマネジメント計画作成業務の実施」の修繕・改築計画に関しまして、令和9年度は、市で策定した最新の修繕・改築計画、その修繕・改築計画以降に市で実施した調査報告書、及び市のマンホール蓋の更新計画などを踏まえて作成することでよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
285	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	36	3	7		附帯事業	<p>表15下水道事業の課題に記載頂いたマンホールポンプ等の遠隔監視体制について、現状のマンホールポンプ等の監視体制状況が分かる資料を提示頂けますでしょうか。</p>	<p>別途、開示資料として提示します。</p>
286	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	37	3	8		任意事業	<p>任意事業に関し、上山市浄水センター敷地内で利用可能な未利用地の場所と面積をご教示ください。 また、上山市浄水センター敷地内の未利用地は無償で利用可能でしょうか。 借地料がかかる場合は、借地単価をご教示ください。未利用地に借地料がかかる場合、本事業の契約とは別に賃貸借契約を締結する理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>上山市浄水センターにおける利用可能な未利用地の場所と面積については、別途、開示資料として提示しますが、市の別事業での利用を検討しており、使用する可能性があります。 利用する場合、無償での利用が可能です。</p>
287	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	37	3	8		任意事業	<p>本事業のSPCとは別に、任意事業に特化したSPCを設けることは可能でしょうか。</p>	<p>内容により、個別に判断します。 必要に応じて個別対話によりご確認ください。</p>
288	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	37	3	8		任意事業	<p>本業（運転管理ほか）の業務を上記の任意事業に特化したSPCへ再委託すること、又は任意事業の業務を本業のSPCへ委託することは可能でしょうか。</p>	<p>任意事業に特化したSPCを設けることや任意事業の業務を本業のSPCへ委託することについては、内容により個別に判断します。必要に応じて個別対話によりご確認ください。</p>
289	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	37	3	8		任意事業	<p>任意事業に関し、須川からの取水は民間事業者の責任で所管組織と協議可能という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>基本的には市も交えて協議するものと考えております。</p>
290	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	37	3	8		任意事業	<p>任意事業で排水が出る場合は下水道法令およびこれに関連する法令に則り、また施設の運用に問題のない範囲で、当処理場へ流入可能という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
291	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	38	4	1		業務開始前の施設機能確認	<p>「民間事業者は、前項の確認において、業務対象施設に把握されていない不具合等を発見したときは、速やかに当市にその内容を報告しなければならない。」の記載について、事業契約書（案）第23条の規定との整合を踏まえると、不具合等には経年劣化は該当しないとの理解でよろしいでしょうか。 また、業務開始前の施設機能確認は市と民間事業者が共同で行うものであり、当該確認において確認漏れが生じた場合であっても、民間事業者が責任を負うものではないとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>事業契約書（案）に記載のあるとおり、経年劣化は除くものとし、不具合等に含まれません。 機能確認における確認漏れに係る責任はご理解のとおりですが、業務開始後は民間事業者の責により不具合等の見落としが無いよう業務の履行をお願いします。</p>
292	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	39	4	4	(6)	業務改善提案が採用された場合の契約変更	<p>業務改善提案が品質向上のために費用増加するものである場合は、該当額の全額を増額するという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>プロフィットシェアのための施設改良は、民間事業者の費用負担とします。</p>

上山市下水道施設包括的管理等事業募集要項等に関する質問及び意見等の回答

No.	資料名	該当箇所					質問及び意見	回答
		頁	章	節	項	項目名		
293	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	39	4	4	(4)	施設改良等の提案	施設改良の提案について、民間事業者と貴市が合意し実施した場合は、改良に関わる予算についても本事業の費用として追加されるとの理解でよろしいでしょうか。	プロフィットシェアのための施設改良は、民間事業者の費用負担とします。
294	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	54	別紙1			事業対象施設	表1において浄化槽事業の対象処理施設は約202基となっていますが、別紙1の7に記載のある201基が正しいという理解でよろしいでしょうか。	基数については、廃止等により変動しますが、現時点では201基と考えてください。 ご指摘を踏まえて、上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書を修正します。
295	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	56	別紙2			別表2 温室効果ガス排出状況	温室効果ガス排出状況は、環境省のマニュアルに沿って算出するものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
296	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	56	別紙2		6	報告書の構成等	「業務実績の集計はセグメント会計を単位として行う」とありますが、要求水準書P.9に記載の「本事業のうち、①処理場施設等運転・維持管理業務及び管路施設維持管理業務、②処理場施設等更新・耐震化業務及び管路施設更新支援業務、③浄化槽管理業務、④附帯事業、⑤任意事業における会計・財務諸表はそれぞれ独立してとりまとめること。」と関連した記載という理解でよろしいでしょうか。	セグメント会計単位とは、表1に示す事業種別（公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽事業）を指し、この単位で業務実績を集計してください。
297	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	63	別紙4			マニュアルの記載事項	『(5) 薬品、燃料、消耗品、補修用資器材の在庫量』とあるが、必要量又は使用量の理解で良いでしょうか。	使用量、必要量、在庫等を記載し、事業対象施設固有の運転管理、保守管理上の留意点を明確に把握できる内容としてください。
298	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	63	別紙4			マニュアルの記載事項	「(1)水処理及び汚泥処理を総合運転したときの機能の發揮状況」について、具体的にどのような記載内容を想定されているかご教示ください。	水処理、汚泥処理の運転操作と処理状況に係る留意事項をご記載ください。
299	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	63				別紙4 業務マニュアル	別紙4に記載されている内容は、水処理・汚泥処理や各種設備の運転管理に関する事項が中心であり、主に処理場施設を想定した内容であると認識しております。 一方で、管路施設維持管理業務においては、日常業務は点検・調査・清掃・修繕等が中心となり、「第11節 準拠図書」に基づき作業を実施することが基本になると考えております。 そのため、管路施設維持管理業務においては、別紙4に示されるような業務マニュアルの作成は必要なく、準拠図書に基づく業務実施で足りるものと理解しておりますが、この認識で問題ないでしょうか。	ご理解のとおりです。
300	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	64	別紙5			別表11	「農業集落排水の余剰汚泥の運搬・処分費」及び「本件汚水管路に係る一般廃棄物等収集運搬に関する費用」は、民間事業者が一時立替後に貴市に費用請求するか、民間事業者は手配のみか、いずれの対応方法を想定されていますか。	一般廃棄物の収集運搬・処分業者との契約は当市で締結し、その処理費は当市が負担します。 当市から一般廃棄物の処理に係る担当窓口を提示しますので、民間事業者から連絡し作業を手配してください。
301	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	64、65	別紙5			別表11	「耐震診断業務・耐震補強設計業務・耐震補強工事業務」について、耐震補強工事業務に関する人件費、耐震補強工事業務に関する費用が民間事業者負担となっていますが、耐震補強工事については貴市の別途発注となっております、本事業範囲外と考えますので、本表の修正をお願いします。	ご指摘を踏まえて、上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書を修正します。
302	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	64	別紙5	別表11	-	経費区分と支払額の考え方	「処理場施設等更新・耐震化業務一耐震診断業務・耐震補強設計業務・耐震補強工事業務」の項目において、耐震補強工事業務に関する人件費、耐震補強工事業務に関する費用が民間事業者の区分となっております、誤記ではないかと思われま。	ご指摘を踏まえて、上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書を修正します。
303	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	64	別紙5			経費区分と支払額の考え方	別表11において、処理場施設等更新・耐震化業務一耐震診断業務・耐震補強設計業務・耐震補強工事業務の負担区分が民間事業者となっていますが、「耐震補強工事業務に関する人件費」及び「耐震補強工事業務」は貴市の負担区分ではないでしょうか。	ご指摘を踏まえて、上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書を修正します。
304	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	65	別紙5			別表11	「業務準備」について、民間事業者が主体で実施する機能確認の準備に係る費用負担は、運営開始時は貴市が、契約終了時は民間事業者が負担するという理解でよろしいでしょうか。 また、準備に係る費用とは具体的に何を想定しているかご教示ください。	業務準備に係る費用負担はご理解のとおりです。 準備に係る費用とは、事業契約を締結した民間事業者が本事業の業務開始に必要な準備に係る費用となります。
305	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	67、70	別紙6、8			想定数量（流入、汚泥、電気、薬品）	各想定数量の算出根拠をご教示ください。また、根拠データの開示は可能でしょうか。 各想定数量の初年度及び最終年度の日平均値が他年度と比較して大きく異なっているためご確認ください。 農業集落排水事業の4処理施設は事業期間内に公共下水道へ編入を予定されていますが、反映された想定数量でしょうか。	想定数量については、直近数年間の流入水量あたりの各数量の実績の変動を勘案して想定使用量原単位を設定し、上山市上下水道事業経営戦略（令和7年3月改定）で示す想定有収水量を想定有収率で除して算出した想定流入水量に乗じて算出しています。 初年度と最終年度は、それぞれ半年間の想定数量を記載していましたので、事業期間の設定と整合した数量となるよう、上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書を修正します。 想定数量には、農業集落排水事業の公共下水道への編入を反映しています。 なお、根拠データについては別途、開示資料として提示します
306	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	69	別紙7	2	(3)	業務内容	「別紙7 修繕業務」の「別表14 修繕業務の年間上限額」に関しまして、近年における、公共下水道事業及び農業集落排水事業で実施した突発修繕の市の実績値（直近5年間）をご教示ください。	別途、開示資料として提示します。

上山市下水道施設包括的管理等事業募集要項等に関する質問及び意見等の回答

No.	資料名	該当箇所					質問及び意見	回答
		頁	章	節	項	項目名		
307	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	69	別紙7	2	(3)	修繕業務の年間上限額	突発修繕額が400万を超え年間上限額2,400万円を超過しそうな場合は、計画修繕の取りやめを行うことなく貴市との協議で清算される理解でよろしいでしょうか。計画修繕は必ず実施されるかどうかの確認です。	突発修繕及び計画修繕の合計額が年間上限額を超える可能性がある場合、突発修繕を優先して実施します。年間予算額の残額が少ない時点で突発修繕が発生した場合は、当市との協議により対応を決定します。
308	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	69	別紙7	2	(3)	別表14修繕業務の年間上限額	別表14において年間上限額(税込み)が3事業の合計として3,400万円とされていますが、仮に一事業年度あたりに実施する修繕業務の対価の合計が3,400万円を下回る場合には、差額の残予算については次年度以降へ繰り越すことができるという理解でよいでしょうか。	修繕業務に関しては、基本的に残予算の繰越はできません。
309	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	69	別紙7	2	(2)	突発修繕	“修繕実施を口頭で当市に報告し承諾を得たうえで実施すること。”とありますが、後日、文書等による提出は必要でしょうか。	月間業務実施報告により修繕の内容、費用等の報告をお願いします。
310	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	69	別紙7	2	(1)	修繕業務	200万円(税込)を超える場合は複数社の見積書を添付する旨の記載がありますが、緊急性が高い場合や、合理的な理由により1者見積が妥当と判断される場合には、事前に貴市と協議のうえ、1者見積で実施することは可能でしょうか。	可能です。
311	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	69	別紙7	2	-	業務内容	“当市が必要とする施工管理資料を提出”とありますが、どのような資料をイメージされていますでしょうか。	主な修繕過程が分かる写真や修繕作業の品質管理の記録等を想定しております。
312	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	69	別紙7	2		業務内容	計画修繕について1件あたり200万円(税込み)を超える場合においても、SPCに出資する構成企業が自ら直接実施する場合には、複数社の見積もりは不要とさせていただけないでしょうか。	ご意見のとおり、民間事業者に出資する構成企業が自ら直接実施する場合には、複数社の見積もりは不要とします。
313	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	69	別紙7	2		業務内容	民間事業者が徴収する見積書は発注金額であり、修繕業務においては民間事業者として経費が発生します。貴市に提出する見積書はこの経費を含んだ民間事業者名での見積書としていただけないでしょうか。	修繕業務に係る民間事業者としての経費については、修繕業務の見積には含めないものとしてください。
314	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	69	別紙7	2		業務内容	「1件あたり200万円(税込み)」について、事業期間中に消費税率が変更された場合は本体価格1,818,181円に税率を乗じた金額を採用すると考えてよろしいでしょうか。	事業期間中に消費税率が変更された場合でも、1件あたり200万円(税込み)として変わりません。
315	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	69	別紙7	2		業務内容	修繕業務について、過去の実績(内容や金額等)が分かる資料の開示をお願いします。	別途、開示資料として提示します。
316	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	69	別紙7			修繕業務	「別表14 修繕業務の年間上限額」について、当該年度に修繕費が上限に達しなかった場合、次年度以降への繰り越しが可能という理解でよろしいでしょうか。	No. 308の回答をご参照ください。
317	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	69	別紙7			修繕業務	「別表14 修繕業務の年間上限額」について、当該年度の修繕費が上限を超過した場合は実費による精算が可能という理解でよろしいでしょうか。または、上限額以上の修繕が認められず、事業者の責によらない運転管理費の増大については貴市にて負担頂けるという理解でよろしいでしょうか。	修繕業務については、年間上限額の範囲内で実施することを基本とします。管理・更新一体マネジメント方式の趣旨に従い、民間事業者の提案により、修繕・改築に係るライフサイクルコスト、機能停止リスクの低減の観点から業務の実施をお願いします。運転管理費の増大に係る費用については、事業計画書に基づき処理します。
318	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	69				別紙7 修繕業務	管路施設における突発修繕の対応について確認させてください。 管路施設においては、道路陥没や管路破損等により、突発的かつ事前に予測が困難な修繕対応が必要となるケースが想定されます。 その際、SPC(または構成企業)内で対応が難しい場合の対応フローについて、以下の点をご教示ください。 ①外部の協力会社へ再委託することは可能でしょうか ②再委託を行う場合、協力会社の選定については事前に承認が必要となるのか、または都度協議により決定する形となるのか ③突発修繕については、その性質上、あらかじめ一定の予算内で対応するものではなく、個別案件ごとに内容・金額を協議のうえ年間上限額の範囲で精算するものと理解しておりますが、この認識で問題ないでしょうか	①については可能とします。 ②の再委託予定の協力企業については、事業実施計画に記載し提出をお願いします。 ③についてはご理解のとおりです。
319	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	70	別紙8			ユーティリティ等の想定使用量	電気料金の対象施設は表に記載されているとおり公共下水道事業は上山市浄水センター、農業集落排水事業は各処理場であり、いずれの事業においてもマンホールポンプ場は含まれないと理解してよろしいでしょうか。また、通信費についても同様の考え方で間違いございませんでしょうか。	電気料金の対象施設については、ご理解のとおりです。通信費には、公共下水道事業の上山市浄水センター及びマンホールポンプ、農業集落排水事業の処理場及び中継ポンプ場の費用を含んでおりません。
320	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	70	別紙8			電力の精算に関する注記	要求水準書の薬品の想定使用量には、次亜塩素酸ナトリウム・高分子凝集剤・固形塩素のみが記載されていますが、実運転では活性炭や消泡剤など、その他の薬品も使用される可能性があります。これら記載のない薬品については、どのような位置付け(精算対象外・別途事業者負担等)とする想定か、明確化していただきたいです。	その他の薬品については、過年度の使用実績や処理の状況に応じ、本事業の範囲内で民間事業者の負担により必要量を調達するようお願いいたします。なお、次亜塩素酸ナトリウム、高分子凝集剤、固形塩素以外の薬品については、様式4-9-5の諸経費・その他費用に計上してください。
321	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	70	別紙8			ユーティリティ等の想定使用量	「下水道事業の調達管理業務に含まれる電力は～清算する」とありますが、農業集落排水事業の水量変動も対象となると考えてよろしいでしょうか。	農業集落排水事業のユーティリティも流入下水水量の変動により精算対象とします。
322	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	70	別紙8			ユーティリティの想定使用量	想定流入下水水量±3%超の場合に電力は精算対象とされていますが、薬品使用量や汚泥発生量も流入量に応じて使用量が変動します。変動要因が同じである以上、薬品費や汚泥処分費も電力と同様に精算対象と整理すべきではないでしょうか。	薬品費についても、流入量の変動に基づき変更するものとします。ご指摘を踏まえて、上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書を修正します。なお、汚泥処分費については実績に基づく精算対象とするため、流入量に基づく変更の対象とはしません。

上山市下水道施設包括的管理等事業募集要項等に関する質問及び意見等の回答

No.	資料名	該当箇所					質問及び意見	回答
		頁	章	節	項	項目名		
323	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	70	別紙8			ユーティリティ等の想定使用量	別表15 電力の想定使用量に、令和8年度末に予定されている汚泥脱水機の更新や別紙11備考に記載の消化ガス発電設備の整備は反映されていますか。	別紙8に示したユーティリティ等の想定使用量は、現時点での保有施設に基づく想定となります。
324	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	70	別紙8			ユーティリティ等の想定使用量	電力及び薬品の令和6年度の使用実績を提供いただけませんか。	別途、開示資料として提示します。
325	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	70	別紙8			電力費の調整算定式	流入量変動に応じて電力費を精算する整理とされていますが、基本料金は契約容量に基づく固定費であり流入量とは無関係です。したがって、精算対象は従量料金等の変動部分に限定し、基本料金は除外する整理が合理的ではないでしょうか。	No. 173の回答をご参照ください。
326	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	72	別紙9	1	(2)	資格	当該業務を再委託する場合、浄化槽法に規定する有資格者は再委託先でも良いと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
327	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	72	別紙9	1	(1)	資格	業務に従事する者の浄化槽管理士免状及び採水員証明書の写しを貴市へ提出するとありますが、当該業務を再委託する場合、再委託先の業務従事者の免状で良いと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
328	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	72	別紙9	3		浄化槽保守点検業務仕様書	対象となる浄化槽は、すべて公設型との認識でよろしいでしょうか。	全て市が管理する浄化槽です。
329	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	73	別紙9	4	(3)	浄化槽保守点検業務仕様書	使用休止/再開の連絡は、市民から直接SPCに入るのでしょうか。それとも貴市を通してSPCに連絡されるという理解でよろしいでしょうか。	使用休止/再開の連絡は市民から当市へ連絡が入ります。
330	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	73	別紙9	5		保守点検報告	提出までの猶予を考慮して、実施後〇日以内に提出として頂けませんでしょうか。	保守点検業務は、提出期限に間に合うよう、計画的な実施に努めるようお願いいたします。
331	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	74	別紙10			ストックマネジメント計画対象施設	ストックマネジメント計画対象施設は別紙17、18の改築対象施設との理解でよろしいでしょうか。	別紙17、18に示した改築対象施設は、あくまでも現時点での案であり、上山市浄水センター及びマンホールポンプ場の全機械・電気設備を対象としてストックマネジメント計画作成業務を行い、改築対象を確定します。
332	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	84	別紙11			別表25	14. 発電設備の区分について、2. 電気の区分しか記載がありませんが、発電機本体と発電機付属盤等について、1. 機械の区分として提案してもよろしいでしょうか。 また、本質問にも関連しますが、様式4-9-5の各工事ロットのサービス対価Aを記載する際に、建設費（機械）、建設費（電気）の区分けについて、民間事業者の都合で任意の区分けで記載してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
333	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	87	別紙12	2	(1)	改築等設計	別途当市により土木建築施設を新設する場合がありますが、本事業範囲である改築工事に伴い土木建築施設を新設する場合という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
334	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	87	別紙12			改築設計業務仕様書	「(2)目標耐用年数 業務対象施設は、次項に示す処分制限期間及び耐用年数以上の期間、継続して機能させること。」とありますが、本事業期間を超過する年数の機能維持はできないため、本記載については削除頂けないでしょうか。	改築設計業務に基づく改築工事の工事目的物が少なくとも耐用年数を満たす設計とすることを意図したものととなります。 改築工事の工事目的物の引渡し後の機能維持については、事業契約書に基づき処理します。
335	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	93	別紙12	2	(3)	基本設計の実施	“当市との協議により必要に応じ基本設計を行い”とありますが、必要に応じた基本設計の実施のための原資は、新たに予算化されるのでしょうか？	基本設計が必要となった場合には当面、現行の事業費の枠の中で実施した上で、事業期間中の設計業務の実施状況等により増額が必要と当市が判断する場合には増額を検討します。
336	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	93	別紙12			改築設計業務仕様書	「(5) 成果品」に「機器仕様書(製作仕様書、機器製作図・承諾図)」とありますが、改築工事業務発注後に確定する資料であり、設計業務の成果物として提出はできないため、本記載については削除頂けないでしょうか。	ご指摘を踏まえて、上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書を修正します。
337	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	93	別紙12			(4)対象施設の安全性の確保	「・対象設備を改築する場合は、既存設備の荷重(自重、動荷重)を確認し、改築後の荷重が既設荷重以下であることを確認すること。」とのことですが、既存施設の荷重(自重・動荷重)の資料はございますか。	開示資料の工事完成図書に記載されているものと認識しています。
338	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	93		(5)		成果品	機器製作図、承諾図が改築設計業務の成果品の対象となっておりますが、当該図面は施工段階で作図するものと認識しておりますので、除外してよろしいでしょうか。	ご指摘を踏まえて、上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書を修正します。
339	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	94	4	(2)		積算の方法	特別調査を実施する第三者機関は市からご紹介いただけますでしょうか。	特別調査の依頼先や実施方法の詳細については、事業開始後に当市との協議により決定します。
340	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	94	5			諸経費調整	諸経費の調整とは端数処理との理解でよろしいでしょうか。	山形県の土木工事標準積算基準書に示された「随意契約方式により工事を発注する場合の諸経費の調整について」の考え方に従い、同一の工事種別で複数の工事件数で現場の施工期間が重複する場合には、当該複数工事の積算における諸経費を合算して計算し、工事費を算定することとします。
341	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	94	別紙13	4	(2)	積算の方法	特別調査の対象基準についてご教示ください。	特別調査の対象は山形県県土整備部積算基準及び設計単価等決定要領、及び改築設計業務の成果品に基づき当市との協議により決定しますが、現時点では、公的な設計単価のない項目として、機械設備工事、電気設備工事の機器費を想定しております。
342	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	94	別紙13			改築設計・改築工事の積算方法	「機械・電気設備工事の機器費については、特別調査を実施し、実施設計書に適用する機器費を決定すること。」とありますが、特別調査の方法は事業者の任意によるものと考えてよろしいでしょうか。	特別調査は、山形県県土整備部積算基準及び設計単価等決定要領に従い実施することとしますが、実施方法の詳細については、事業開始後に当市との協議により決定します。

上山市下水道施設包括的管理等事業募集要項等に関する質問及び意見等の回答

No.	資料名	該当箇所					質問及び意見	回答
		頁	章	節	項	項目名		
343	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	96	別紙14	2		対象施設	本公告に対する耐震診断業務の提案範囲は、別紙14に記載されている対象施設（管理棟、最初沈殿池（1系、2系）、塩素混和地）のみであり、募集要項の7頁に記載されている提案見積の上限額に対応しているものと考えます。事業開始後、改築の検討に伴い、本対象施設以外にも耐震診断業務が必要となった場合には、その業務に必要な費用負担は別途協議の対象という理解でよろしいでしょうか。（例えば、散気装置更新に伴う反応タンクの耐震診断業務等）	ご理解のとおりです。
344	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	100	別紙15	1		目的	静的線形解析に基づく耐震診断結果とありますが、静的非線形解析に基づく耐震診断結果ではないでしょうか。	ご理解のとおりです。ご指摘を踏まえて、上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書を修正します。
345	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	100	別紙15	3	(2)	施工計画・仮設計画等の検討	ポンプ更新工事とありますが、工事内容や実施予定時期を教えてください。	ポンプ更新工事の工事内容、実施予定時期については、本事業において民間事業者の提案に基づき、本市との協議を経て決定するものとします。
346	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	100	別紙15	3	(2)	仮設・移設工事	耐震補強設計の設計成果によりやむを得ず発生する既存設備等の移設・仮設工事については、貴市が別途発注する耐震補強工事に含まれ、本事業範囲外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
347	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	101	別紙15	4	(1)	実施設計図書	実施設計図書の内容が、別紙14の耐震診断調査報告書と同一となっており、誤記と思われるため、実施設計図書の内容について示してください。	ご指摘を踏まえて、上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書を修正します。
348	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	103	別紙16	3	(1)	業務内容	「本市と十分に事前協議」とありますが、改築工事の場合は民間事業者、耐震補強工事の場合は本市と協議、という分けで良いでしょうか。	改築工事の場合も協議には本市も参加します。
349	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	103	別紙16	3	(1)	業務内容	2)「工事監理は」の表現は、「工事監理者は、」（者あり）という解釈でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
350	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	103	別紙16			工事監理業務仕様書	別表28において、改築工事の想定工事件数18件（2件/年×9年）とありますが、あくまで目安であり、実際の件数は事業者提案や計画によるものと考えてよろしいでしょうか。	当該年度の工事件数は、機械設備工事、電気設備工事の2件とするを原則とします。
351	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	103	別紙16			工事監理業務仕様書	別表29に記載の適用する基準に関して、実際に業務を実施する際の適用仕様は協議可能と理解してよろしいでしょうか。性能発注の考え方に基づき、本事業に適切な仕様を適宜検討することが望ましいと考えています。	業務の実施については、別表29に示す図書等を参考として、本市との協議を経て工事監理者が作成した工事監理業務計画書に基づくものとします。
352	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	104	別紙16	3		別表29 機械設備工事	発注部署完成検査及び竣工検査の定義について、以下の理解でよろしいでしょうか。 ・発注部署完成検査は、SPCの発注部門及び工事監理者が、工事を実施した構成企業に対し実施する検査 ・竣工検査は、要求水準書105頁の9)に記載されている完成検査と同義であり、工事監理者は貴市が実施する竣工検査（＝完成検査）に立ち会う	ご理解のとおりです。
353	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	104	別紙16	3	3)	業務内容	「工事監理者は、本市と工事受注者との3者で適宜定例打合せを行い」とありますが、この場合の本市は、市の監督員を指しますでしょうか。	ご理解のとおりです。
354	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	104	別紙16	3	3)～6)	業務内容	「工事監理者は、本市と工事業者との3者で適宜定例打合せを行い、」等と記載されていますが、改築工事では民間事業者と、耐震補強工事では本市、との分けでよいでしょうか。（3)～6)共通事項として）	耐震補強工事をご理解のとおりです。改築工事についても、施工工程を鑑み、必要に応じて定例会議への参加を想定しております。
355	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	105	別紙16	4	5)	提出書類	数量集計表は、施工者一発注者間での調整内容となるため、工事監理者の提出資料には該当しないと考えます。記載意図等をお教え願います。	支払いのための出来高管理として工事施工者が提出する資料の確認をお願いします。
356	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	105	別紙16	4	6)	提出書類	設計変更に関する、設計・積算資料等は、施工者一発注者間での調整内容となるため、工事監理者の提出資料には該当しないと考えます。ここに記載した意図等をお教え願います。	設計変更において工事施工者から提出される変更用の数量集計表とその根拠資料が提出される場合、その資料の確認をお願いします。
357	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	106	別紙17	2	(1)	環境区分の設定	下水道法改正に伴う点検調査基準の見直しにより、条件変更が想定されることから、事業期間中の業務内容は、当該基準施行に合わせて、発注者受注者協議により決定の理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
358	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	107	別紙17	3	-	点検・調査数量	「別表31 10年間の点検・調査数量の上限」の公共下水道事業に関しまして、マンホール本体の点検は、管ロカメラ調査に含まれているということになりますか。	ご理解のとおりです。
359	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	107	別紙17	3	-	点検・調査数量	「別表31 10年間の点検・調査数量の上限」の公共下水道事業に関しまして、マンホール蓋の点検の目視調査は、P109「2 報告書記載事項」に、「マンホール蓋の点検調査は、蓋の種類(平受けタイプかロック式タイプか)の確認とがたつきの有無の確認のみであるため、調査判定基準は添付しない。」と記載されていることから、マンホール蓋点検工ではなく、マンホール巡視工と考えてよろしいでしょうか。	マンホール蓋については、マンホール本体の点検に合わせて当該項目のみ確認いただくものと考えております。
360	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	107	別紙17	3	-	点検・調査数量	「別表31 10年間の点検・調査数量の上限」の公共下水道事業に関しまして、上限とは、10年間の各点検調査の合計数量が記載された数量を超えないことで、各年度においては、点検調査の数量が既存1年分に記載された数量を超えることがあってもよいということでしょうか。	点検調査の年間予算額を勘案して数量を設定しているため、年間予定数量を超えることは考えておりません。
361	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	107	別紙17	3	-	点検・調査数量	「別表31 10年間の点検・調査数量の上限」の農業集落排水事業に関しまして、管ロカメラ調査の結果、テレビカメラ調査などの詳細調査が必要になった場合についてはどのように考えればよろしいでしょうか。	農業集落排水事業の管ロカメラの結果に基づく詳細調査の実施等については、別途協議により対応を決定します。

上山市下水道施設包括的管理等事業募集要項等に関する質問及び意見等の回答

No.	資料名	該当箇所					質問及び意見	回答
		頁	章	節	項	項目名		
362	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	107	別紙17	3	別表31	点検・調査数量	既存1年分の対象機関についてご教示ください。	「既存1年分」とあるものは予算額を勘案して想定される1年分の対象数量を示しているものであり、特定の期間における実績を示すものではありません。ご指摘を踏まえて、上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書を修正します。
363	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	107	別紙17	3	別表31	点検・調査数量	既存1年分の実績数量を10倍し、事業期間10年分の数量を積算されているものと推察いたしますが、募集要項に示されます提案上限額の積算には、実績値と本事業の積算基準年との物価上昇分が配慮された予算額となっておりますでしょうか。	募集要項に示された提案上限価格は、本事業の積算基準年に基づくものとなります。
364	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	107				別紙17 点検・調査数量	別表31に記載されている点検・調査数量の「上限」の考え方について確認させてください。 当該数量は、業務実施における最大数量を示すものと理解しておりますが、実施数量が当該上限を下回った場合の取扱いについてご教示ください。 具体的には、 ・上限数量はあくまで上限であり、実施数量がこれを下回ること自体に問題はないのか ・実施数量が少ない場合において、評価やモニタリング上の影響があるのか 基本的な考え方をご教示ください。	別表31に記載した点検・調査数量を上限とした上で、当該年度の数量については年度別協定の締結により確定します。 別表31に記載した点検・調査数量はあくまでも上限を示すものであり、別表31と実績数量との乖離が生じたことによるペナルティはありません。そのため、年度別協定に基づく点検・調査数量の実施が見込まれている場合には、評価・モニタリングにおいて影響が生じることはありません。
365	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	107				別紙17 点検・調査数量	別表31に記載の点検・調査数量の上限について確認させてください。 当該上限について、 ・10年間の上限および年度ごとの上限を下回った場合に、評価やペナルティ等の影響があるのか ・年度ごとの上限に満たない場合でも、10年間の累計で上限内に収まっていれば問題ないのか。 ご教示ください。	No. 364の回答をご参照ください。
366	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	120	別紙21	2	(3)	要求水準未達違約金	当該職員の時間あたり給与額についてご教示ください。	参考として令和6年度の実績によると、1時間当たり2,000円となります。
367	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	120	別紙21	2	(3)	別表35 未達レベルと違約金	注意書きに記載されている「貴市職員の業務対応が発生した場合の費用負担」について、(3)要求水準未達違約金に関する別表として位置付けられていることから、本費用負担が発生するのは、未達レベル4に該当する場合に限られるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
368	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	122	別紙23	-	-	開示資料	募集要項P13に基づき行う事のできる開示資料とは異なる資料を指すのでしょうか。	別紙23と募集要項に記載のある開示資料は同一のものです。
369	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	122	別紙23			開示資料	直近の確認申請書類を貸与いただけますでしょうか。	貸与方法について確認中です。今後の確認状況を踏まえて対応を検討します。
370	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	122	別紙23			開示資料	敷地求積図（確認申請用）、及びCADデータを貸与いただけますでしょうか。	敷地丈量図を貸与可能です。ただし、紙ベースの資料となります。
371	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	122	別紙23			開示資料	既設建物リストを貸与いただけますでしょうか。	別途貸与します。
372	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	122	別紙23			開示資料	既設建築物のアスベスト調査報告書を貸与いただけますでしょうか。	別途貸与します。
373	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	122	別紙23			開示資料	当該建設地内の土壌汚染調査報告書を貸与いただけますでしょうか。	該当する書類はありません。
374	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	122	別紙23			開示資料	当該敷地内の埋設配管図を貸与いただけますでしょうか。	別途貸与します。
375	上山市下水道施設包括的管理等事業要求水準書	122	別紙23			開示資料	処理場敷地内測量データ（現況高低測量図）及びCADデータを貸与いただけますでしょうか。	処理場敷地内測量データはありますが、東日本大震災前の測量データであり、紙ベースの資料となります。
376	上山市下水道施設包括的管理等事業優先交渉権者選定基準	7	別表1	1-3-2		別表1 評価項目、評価の視点、配点及び対象様式	優先交渉権者選定基準 別表1の1-3-2の評価の視点に「工事の実施に向けた計画策定支援及び事業化スケジュール等（耐震補強工事との一体的な検討等も含む）が適切であるか」とありますが、これは本公告に対する提案において事業化スケジュール案等の具体的な成果物の提出を求めているものではなく、事業化スケジュール等を検討・立案するための策定手順や方針の考え方を示すことを評価する趣旨との理解でよろしいでしょうか。	事業化スケジュール案等の具体的な成果物を求めるものではありませんが、提案を妨げるものではありません。
377	上山市下水道施設包括的管理等事業優先交渉権者選定基準	7	別表1	1-3-2		別表1 評価項目、評価の視点、配点及び対象様式	優先交渉権者選定基準 別表1の1-3-2の評価の視点に「工法選定、施工手順が適切であるか」とありますが、これは本公告に対する提案において具体的な工法や施工手順案の提出を求めているものではなく、これらを検討・立案するための策定手順や方針の考え方を示すことを評価する趣旨との理解でよろしいでしょうか。	具体的な工法や施工手順案を求めるものではありませんが、提案を妨げるものではありません。

上山市下水道施設包括的管理等事業募集要項等に関する質問及び意見等の回答

No.	資料名	該当箇所					質問及び意見	回答
		頁	章	節	項	項目名		
378	上山市下水道施設包括的管理等事業優先交渉権者選定基準	7	別表1	1-3-2		別表1 評価項目、評価の視点、配点及び対象様式	優先交渉権者選定基準 別表1の1-3-2の評価の視点に「本施設に適切な設備の仕様(機械・電気)が提案されているか」とありますが、これは本公告に対する提案において具体的な設備仕様書の提出を求めているものではなく、これらを検討・立案するための策定手順や方針の考え方を示すことを評価する趣旨との理解でよろしいでしょうか。	具体的な設備仕様書を求めるものではありませんが、提案を妨げるものではありません。
379	上山市下水道施設包括的管理等事業優先交渉権者選定基準	7	別表1	1-3-2		別表1 評価項目、評価の視点、配点及び対象様式	優先交渉権者選定基準 別表1の1-3-2の評価の視点に「脱炭素化に資する設備の仕様が提案されているか」とありますが、これは本公告に対する提案において具体的な設備仕様書の提出を求めているものではなく、これらを検討・立案するための策定手順や方針の考え方を示すことを評価する趣旨との理解でよろしいでしょうか。	具体的な設備仕様書を求めるものではありませんが、提案を妨げるものではありません。
380	上山市下水道施設包括的管理等事業優先交渉権者選定基準	8	別表1	2-1		費用に関する事項	改築設計業務及び改築工事業務費内訳表(様式4-9-4)の中で提案する改築工事は、改築対象施設の中から、「提案見積の上限額」と「提案時点の施設情報」を踏まえたうえで、改築などの対策が必要と位置づけた施設について、事業者が任意に提案できると理解してよろしいでしょうか。	要求水準書別紙11に示した改築対象施設は、事業期間中に必ず改築などの対策を実施してください。
381	上山市下水道施設包括的管理等事業提案書類作成要領	1	1	2		参加表明書及び参加資格確認に関する提出書類	実績は各々最低限の件数でよい。とは、1件と考えてよろしいのでしょうか。	参加資格要件を満たす実績であれば、1件で問題ありません。
382	上山市下水道施設包括的管理等事業提案書類作成要領	4				書式等	提案書類の文字フォントについて、文字の大きさは原則10ポイント以上と指定されていますが、フォントに関しては記載がないため、民間事業者にて適宜決めて良いと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
383	上山市下水道施設包括的管理等事業提案書類作成要領	5	2	3		書式等	最上部に記載されたタイトルは削除しないこと。とあるが、タイトルとは何を指すのでしょうか。	各様式の上部にある様式番号や文書名を指します。
384	上山市下水道施設包括的管理等事業提案書類作成要領	6	2	6		提出方法	PDFファイル形式により保存されている電子媒体の提出、Word、ExcelファイルおよびPDFファイル化した情報ともあります。どちらが正でしょうか。	Word、ExcelファイルおよびPDFファイル化した情報を提出してください。ご指摘を踏まえて、上山市下水道施設包括的管理等事業提案書類作成要領を修正します。
385	上山市下水道施設包括的管理等事業様式集	全般				全ての様式	すべての様式について、初年度と最終年度の修繕費(精算対象)が12か月分記入されています。初年度は7か月分、最終年度は5か月分と読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ご指摘を踏まえて、上山市下水道施設包括的管理等事業様式集を修正します。
386	上山市下水道施設包括的管理等事業様式集	全般				税込/税抜	様式集のExcel(計画財務諸表、参考見積書等)において、税抜表示と税込表示が混在しています。統一すべき表記(税抜/税込)をご教示ください。	様式4-9-3、4-9-4、4-9-5において、表記(税抜、税込)を追記して修正します。
387	上山市下水道施設包括的管理等事業様式集	様式3-2-1※3				代表企業の実績	テクリスまたはコリンズの登録がない業務については、その代替書類として仕様書を提出することで、必要書類を満足すると考えてよろしいでしょうか。	テクリスまたはコリンズの登録がない場合、契約書の写しと仕様書を提出してください。
388	上山市下水道施設包括的管理等事業様式集	様式3-2-2※3				ストックマネジメント計画作成業務実績	テクリスまたはコリンズの登録がない業務については、その代替書類として仕様書を提出することで、必要書類を満足すると考えてよろしいでしょうか。	テクリスまたはコリンズの登録がない場合、契約書の写しと仕様書を提出してください。
389	上山市下水道施設包括的管理等事業様式集	様式3-2-3※3				改築設計業務実績	テクリスまたはコリンズの登録がない業務については、その代替書類として仕様書を提出することで、必要書類を満足すると考えてよろしいでしょうか。	テクリスまたはコリンズの登録がない場合、契約書の写しと仕様書を提出してください。
390	上山市下水道施設包括的管理等事業様式集	様式3-2-5※3				運転操作監視業務実績	テクリスまたはコリンズの登録がない業務については、その代替書類として仕様書を提出することで、必要書類を満足すると考えてよろしいでしょうか。	テクリスまたはコリンズの登録がない場合、契約書の写しと仕様書を提出してください。
391	上山市下水道施設包括的管理等事業様式集	様式3-2-6※3				計画的維持管理業務実績	テクリスまたはコリンズの登録がない業務については、その代替書類として仕様書を提出することで、必要書類を満足すると考えてよろしいでしょうか。	テクリスまたはコリンズの登録がない場合、契約書の写しと仕様書を提出してください。
392	上山市下水道施設包括的管理等事業様式集	様式4-4-4				計画貸借対照表	「(注2) 社外流出額がわかるように記入してください。」とありますが、ここでいう「社外流出額」とは買掛金や未払費用を示すという理解でよろしいでしょうか。具体的な例をご提示いただけますか。	ここでいう「社外流出額」は、損益計算書を経由しない社外への支払いであり、例えば支払配当金が該当します。
393	上山市下水道施設包括的管理等事業様式集	様式4-4-5				計画損益計算書	「売上原価」と「販管費」に費目が記載されていますが、これは一例であり、具体的に費目を「売上原価」、「販管費」でどう取り扱うかは事業者側で判断するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
394	上山市下水道施設包括的管理等事業様式集	様式4-4-5				計画損益計算書	「売上原価」にサービス対価Fが、「販管費」にサービス対価D・Eが記載されていますが、これは一例であり、具体的なサービス対価を「売上原価」、「販管費」でどう取り扱うかは事業者側で判断するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
395	上山市下水道施設包括的管理等事業様式集	様式4-8-1				様式4-8 1-5-1 附帯事業、任意事業	附帯事業と任意事業の提案について、附帯事業に関して検討を行い、有効性が認められない/任意事業に関して検討を行い、独立採算性が取れないと判断し、提案する事項が無い状況に陥った場合、様式4-8は、民間事業者にて検討を行った内容を記載させて頂く形としてもよろしいでしょうか。	提案する事項がない場合は記載なしとしてください。なお、附帯事業や任意事業の提案は事業期間中にも提案可能であるため、検討方針や条件付きでの提案を記載することも可能です。

上山市下水道施設包括的管理等事業募集要項等に関する質問及び意見等の回答

No.	資料名	該当箇所					質問及び意見	回答
		頁	章	節	項	項目名		
396	上山市下水道施設包括的管理等事業様式集	様式4-9-1	様式4-9-1			参考見積書	各サービス対価と参考見積書の対応について、下記の理解でよろしいでしょうか。 <ul style="list-style-type: none"> ・サービス対価Aの合計値を2.(2)内訳（資本的支出にかかる費用）の欄に記入する。 ・サービス対価B、C、D、Eの合計値を2.(3)内訳（収益的支出にかかる費用）の欄に記入する。 ・サービス対価F、附帯事業にかかる費用、任意事業にかかる費用、特別調査に係る費用については記入しない。 	資本的支出に係る費用としてサービス対価A（特別調査に係る費用を含む）、C（耐震診断業務を除く）の合計値、収益的支出に係る費用としてサービス対価B、C（耐震診断業務のみ該当）、D、Eの合計値を記入してください。 サービス対価F、附帯事業、任意事業にかかる費用は含めないでください。 ご指摘を踏まえて、上山市下水道施設包括的管理等事業様式集を修正します。
397	上山市下水道施設包括的管理等事業様式集	様式4-9-2 と4-9-5				共通項目	様式4-9-5_共通_サービス対価の支払予定表のサービス対価B_377行には「諸経費・その他費用」の項目がありますが、様式4-9-2には記載がありません。様式4-9-2の11行目には「諸経費・その他費用」を合算した額を記載するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ご指摘を踏まえて、上山市下水道施設包括的管理等事業様式集を修正します。
398	上山市下水道施設包括的管理等事業様式集	様式4-9-2 と4-9-5				調達管理業務	様式4-9-5_公共下水道事業サービス対価の支払予定表には388、389、390行目にそれぞれ分類の異なる調達管理業務が記載されておりますが、様式4-9-2の調達管理業務は項目が一つしかありません。様式4-9-2には様式4-9-5で記載されている調達項目を合算して記載するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
399	上山市下水道施設包括的管理等事業様式集	様式4-9-2 と4-9-5				産業廃棄物等処分業務	農業集落排水事業の処理場施設等運転・維持管理業務の項目に産業廃棄物等処分業務の金額を記入する箇所がありますが、要求水準書別紙5では農業集落排水における廃棄物収集運搬処分費の負担区分は貴市になっておりますので、それ以外の費用を計上するという理解でよろしいでしょうか。	一般廃棄物の収集運搬・処分業者との契約は当市で締結し、その処理費は当市が負担します。 農業集落排水事業における産業廃棄物等処分業務については、上記以外の費用を計上してください。
400	上山市下水道施設包括的管理等事業様式集	様式4-9-3				様式4-9-3	セルD22の¥は誤記との理解でよろしいでしょうか。	ご指摘を踏まえて、上山市下水道施設包括的管理等事業様式集を修正します。
401	上山市下水道施設包括的管理等事業様式集	様式4-9-3				調達管理業務	現地確認等により、使用薬品の欄を追加するとの理解でよろしいでしょうか。	次亜塩素酸ナトリウム、高分子凝集剤、固形塩素以外の薬品については、様式4-9-5の諸経費・その他費用に計上してください。
402	上山市下水道施設包括的管理等事業様式集	様式4-9-5				サービス対価B	7. サービス対価合計_①消費税を含む金額_サービス対価Bの欄に入力されている数式の参照元が424行目のみになっております。この場合、農業集落排水事業（管路施設）のみ計上されますが、他のサービス対価Bはどこに計上されますでしょうか。	ご指摘を踏まえて、上山市下水道施設包括的管理等事業様式集を修正します。
403	上山市下水道施設包括的管理等事業様式集	様式4-9-5				サービス対価D	7. サービス対価合計_①消費税を含む金額_サービス対価Dの欄に入力されている数式の参照元が463行目のみになっております。この場合、農業集落排水事業のみ計上されますが、公共下水道事業の金額はどこに反映されるでしょうか。	ご指摘を踏まえて、上山市下水道施設包括的管理等事業様式集を修正します。
404	上山市下水道施設包括的管理等事業様式集	様式4-9-5					今回の提案にて、例えば、工事ロットAと工事ロットBを一体かつ不可分の更新提案とする場合、様式4-9-5にて、例えば工事ロットAのサービス対価を工事ロットBに含め、工事ロットAは0円と入力することが可能でしょうか。	例として、工事ロットAと工事ロットBを一体で提案する場合、様式4-9-5には、工事ロットAのサービス対価を工事ロットBに含め、工事ロットAは0円として入力いただいて構いません。 様式4-6-2において、一体とする旨を記載してください。
405	上山市下水道施設包括的管理等事業様式集	様式4-9-5				サービス対価E	サービス対価Eの諸経費・その他費用のセルが記入できない仕様になっております。契約協議の中で諸経費の比率は決定されるのでしょうか。	サービス対価Eは定額での提案としており、サービス対価Eに関連して必要となる諸経費・その他費用は、他のサービス対価に含めて提案してください。